

北本市 次世代育成支援行動計画

【 後 期 計 画 】

おとな子どもも輝こう 子育ては親育て
地域で育むまち北本



平成 22 年 3 月
北 本 市

北本市児童憲章

北本っ子未来へのちかい

わたしたちは
みどり きたもと みらい
緑にかこまれた北本の未来のために、
あか
明るく、たくましく、
しぶん みち すず ゆくぞく
自分の道を進んでいくことを約束し、
きたもと こみらい さだ
ここに「北本っ子未来へのちかい」を定めます。



いのち・健康

すべてのいのちを大切に、げんき しぶん せいかつ
すべての命を大切に、元気に自分らしく生活します。



ゆめ 希望

ゆめ みらい ぶ ちょうせん
夢をかなえるため、未来に向かって挑戦します。



ゆうじょう おも 友情・思いやり

あいて きもち かんが とも わ ひろ
相手の気持ちを考え、友だちの輪を広げていきます。



かんしゃ れいぎ 感謝・礼儀

かんしゃ こころ も おお こえ
感謝の心を持ち、大きな声であいさつをします。



しぜん ふるさと 自然・ふるさと

みどり きたもと
緑いっぱい、ふれあいっぴいの北本をつくります。

(平成 13 年 10 月 25 日制定)

子どもたちが夢と希望を持てる まちづくりに向けて



北本市は、平成17年（2005）に、「北本市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、次世代育成に関する総合的かつ計画的な支援を推進すべく、地域における子育て支援の充実に取り組んでまいりました。この間、前期計画を策定してから5年が経過しましたが、少子化の進展や経済状況の悪化に伴う社会不安など、子どもをとりまく社会環境はますます変化しています。

本市では、このような状況に対応するため、平成21年（2009）1月に市内の子育て家庭を対象とした「北本市子育てに関するアンケート」を実施するとともに、6月には「北本市次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、市民の皆様や関係機関の方々の御意見をいただきながら前期計画の見直しを行い、新たに「北本市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。この計画では、国の施策の進展や計画の進捗状等を踏まえた改正を行ったほか、国から提示のあった特定分野に対して定量的目標事業量の設定等を行いました。

平成22年（2010）4月1日には「北本市自治基本条例」が施行されます。次世代の育成支援に関しましても、市民・議会・行政が一体となって子どもたちが夢と希望を持てるようなまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、これからも、御支援・御協力いただきますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たりまして、アンケート等に御協力をいただきました市民の皆様、計画策定に御尽力いただきました北本市次世代育成支援対策地域協議会の皆様をはじめとする関係者の皆様に、深く感謝申し上げます。

平成22年（2010）3月

北本市長 石津 賢治

目 次

序章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の性格と位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象	4
5 他の計画との関係	4
第1章 子どもたちを取り巻く現況と課題.....	5
1 人口動態	7
2 北本市の子育て環境の現況	14
3 子育てに関する住民意識	22
4 子育て環境に関する基本的な課題	26
第2章 計画の基本的な考え方.....	29
1 基本理念	31
2 基本的な視点	31
3 基本目標	32
4 計画の基本施策	33
第3章 行動計画.....	37
1 子どもが元気で健やかに育つまち	39
2 子どもがたくましく心豊かに育つまち	51
3 子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまち	65
4 仕事と子育てを両立できるまち	73
5 子どもと子育て家庭をみんなで応援するまち	80
第4章 定量的目標事業量.....	93
1 定量的目標事業量の対象事業	95
2 定量的目標事業量の設定方法	96
3 推計児童人口	97
4 特定12事業の目標事業量	99
第5章 計画の推進に向けて.....	101
1 住民・事業者・行政の協働による計画の推進	103
2 計画の推進体制	103
3 行政各部門との連携	103

4 関係機関・団体との連携	104
資料編	105
資料1 ヒアリング調査結果	107
資料2 北本市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	112
資料3 北本市次世代育成支援行動計画策定幹事会設置規程	114
資料4 計画策定経緯	116



序章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、わが国においては、出生率の低下や、都市化・核家族化の進行、夫婦共働き家庭の増加等により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化してきています。とりわけ、少子化の急速な進行は、労働力人口の減少など経済面に影響を与えるほか、子ども自身の健全な成長への影響や地域社会の活力低下など、社会全体へ様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

このような中、国は、少子化の進行に歯止めをかけるため、平成 15 年（2003）7 月、国と地方公共団体及び企業に少子化対策の責任を明記した「次世代育成支援対策推進法」（以下「法」という。）を公布しました。この法では、地方自治体に 5 年を 1 期とした「行動計画」の策定を義務づけ、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進することとしています。また、国は「子ども・子育て応援プラン」（5 か年計画）を示すとともに、平成 19 年（2007）には「子どもと家族を応援する日本重点戦略」を取りまとめ、「仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代支援の枠組みの構築」の 2 つを重要な課題として位置づけました。

本市においては、法に基づき、平成 17 年（2005）3 月に「北本市次世代育成支援行動計画」（前期計画）を策定し、子育てを支援するための施策を推進してきました。今回、計画期間（平成 17～21 年度）が満了することを受け、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえて前期計画を見直し、更なる子どもと子育て家庭への支援を推進することを目的として、「北本市次世代育成支援行動計画」（後期計画）を策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づき、すべての子育て家庭を対象として、本市が今後進めていく子育て支援に関する長期的・総合的な指針として、また、国や県の計画や事業との調整、連携のための指針として、位置づけられるものです。

また、本計画は、平成 21 年（2009）1 月に実施した「北本市子育てに関するアンケート」の結果を踏まえるとともに、「次世代育成支援対策地域協議会」における検討に基づき策定されました。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間となっています。ただし、社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化、本市の状況などに迅速に対応するため、計画の期間を前期計画（平成 17～21 年度）と、後期計画（平成 22～26 年度）に分けて検討しています。

今回策定する後期計画は、前期計画に係る必要な見直しを平成 21 年度までに行った上で策定しています。

平成 17 年度 (2005 年度)	平成 18 年度 (2006 年度)	平成 19 年度 (2007 年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)
前計画期間（前期計画）									
				見直し	本計画期間（後期計画）				

4 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人、団体が対象となります。なお、本計画において「子ども」とは、18 歳未満とします。

5 他の計画との関係

本計画は、今後の本市の少子化対策、子育て支援に関する施策を総合的・積極的に推進するため、「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」や本市の総合計画である「第 4 次北本市総合振興計画基本計画」等の内容を踏まえるとともに、その他の各個別計画との整合性を図りながら策定しました。



第1章 子どもたちを取り巻く現況と課題

1 人口動態

1-1 人口と世帯数

本市の人口についてみると、平成 21 年（2009）3 月末現在、70,138 人となっており、平成 16 年（2004）以降、若干の増減を繰り返しながら、近年は微減傾向にあります。

総人口が減少する一方で、総世帯数はこの 6 年で 1,722 世帯増と増加傾向にあります。また、1 世帯当たりの平均世帯人員についてみると、平成 16 年（2004）の 2.78 人／世帯から平成 21 年（2009）には 2.58 人／世帯となっており、本市においても核家族化が進んでいるといえます。

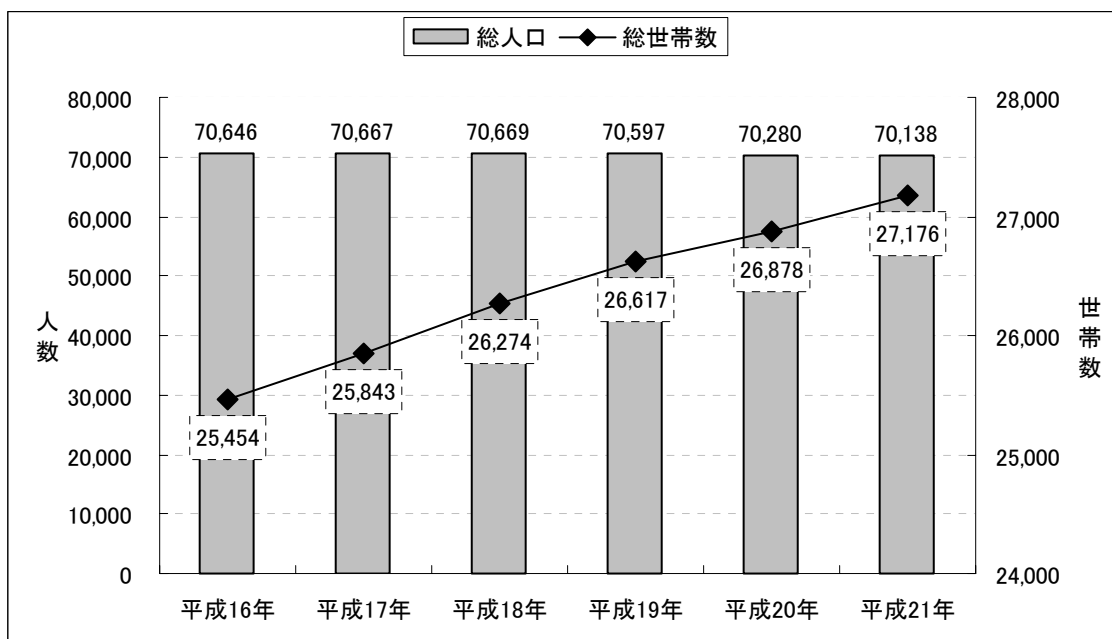
総人口と総世帯数の推移

単位：人、世帯

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
総人口	70,646	70,667	70,669	70,597	70,280	70,138
総世帯数	25,454	25,843	26,274	26,617	26,878	27,176
対前年比	-	101.5%	101.7%	101.3%	101.0%	101.1%
平均世帯人員	2.78	2.73	2.69	2.65	2.61	2.58
対前年比	-	98.5%	98.4%	98.6%	98.6%	98.7%

資料：住民基本台帳（各年 3 月 31 日現在）※外国人登録者数は含まない

総人口と総世帯数の推移



1-2 年齢3区分別の人口の推移

年齢3区分別の人口構造についてみると、高齢人口（65歳以上）は平成18年（2006）の11,772人（16.6%）から平成21年（2009）には14,286人（20.2%）と大きく増えています。

一方で、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）は、同期間に実数ベース、構成比ベースともに減少しています。

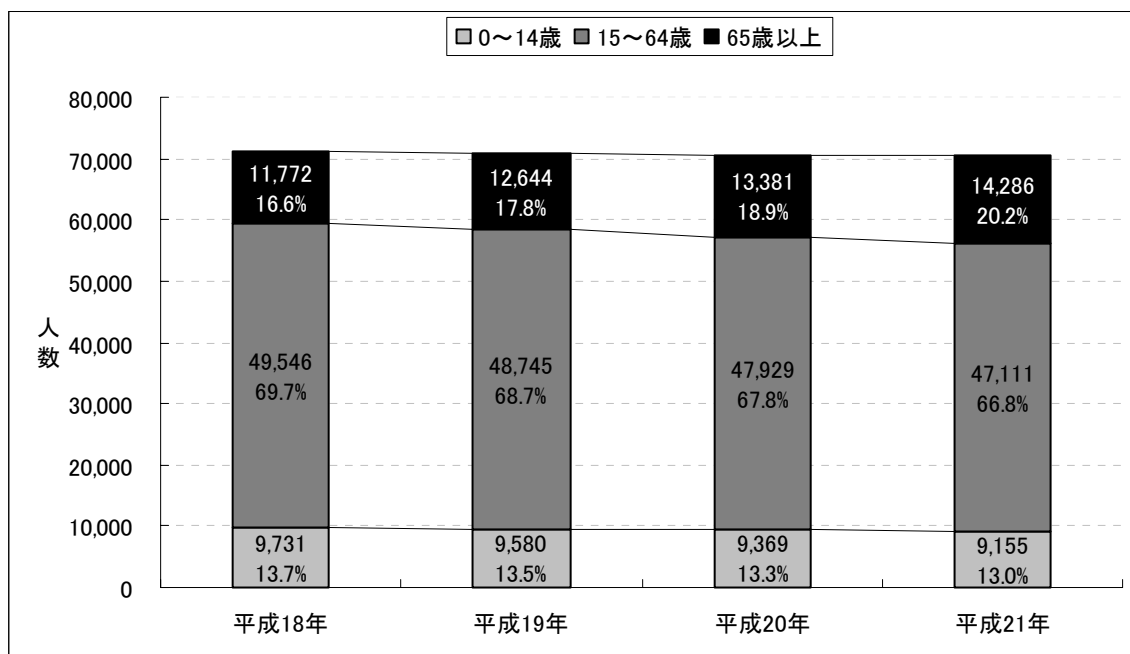
年齢3区分別の人口の推移

単位：人

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
年少人口 0～14歳	9,731 (13.7%)	9,580 (13.5%)	9,369 (13.3%)	9,155 (13.0%)
生産年齢人口 15～64歳	49,546 (69.7%)	48,745 (68.7%)	47,929 (67.8%)	47,111 (66.8%)
高齢人口 65歳以上	11,772 (16.6%)	12,644 (17.8%)	13,381 (18.9%)	14,286 (20.2%)
計	71,049 (100.0%)	70,969 (100.0%)	70,679 (100.0%)	70,552 (100.0%)

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

年齢3区分別の人口の推移

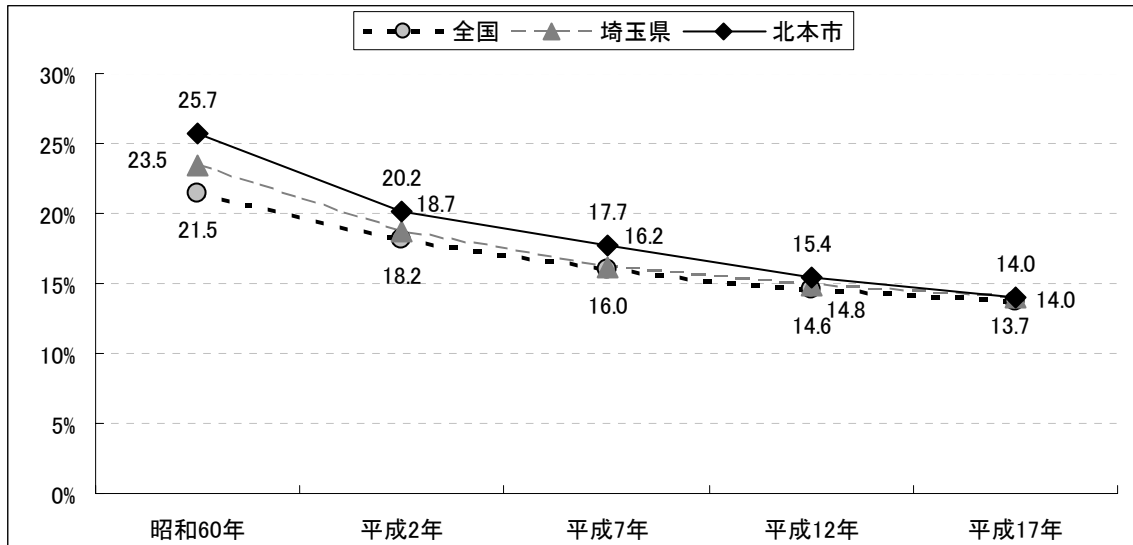


年少人口の割合の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
北本市	25.7%	20.2%	17.7%	15.4%	14.0%
埼玉県	23.5%	18.7%	16.2%	14.8%	14.0%
全国	21.5%	18.2%	16.0%	14.6%	13.7%

資料：国勢調査

年少人口の割合の推移



1-3 児童のいる世帯の構成

本市の総世帯のうち核家族世帯、三世帯世帯、その他の世帯に分類すると、6歳未満親族のいる核家族世帯の割合は、埼玉県、全国と比べて高い水準にあります。

児童のいる世帯構成 (平成17年)

単位：世帯

	総世帯数 (北本市)	18歳未満 親族のいる 一般世帯 (北本市)	6歳未満親族のいる 一般世帯とその割合 (北本市)	6歳未満 親族のいる 一般世帯 (埼玉県)	6歳未満 親族のいる 一般世帯 (全国)
核家族世帯	17,881	6,063	2,499 (86.9%)	85.7%	81.2%
三世帯世帯	1,492	904	304 (10.6%)	13.9%	18.8%
その他の世帯	5,446	257	72 (2.5%)	0.5%	0.0%
再掲	母子世帯	1,811	523 (4.0%)	3.3%	4.3%
	父子世帯	374	74 (0.3%)	0.3%	0.3%
合計	24,819	7,224	2,875 (100.0%)	100.0%	100.0%

資料：国勢調査

1-4 出生の動向

(1) 北本市の出生数と出生率

本市の出生数は、増減を繰り返しながら530人から600人前後で推移していますが、ここ数年はやや減少傾向にあります。

また、平成20年(2008)の出生率は7.6%となっており、埼玉県や全国値と比べ1%近く下回っています。

出生数の推移

単位：人

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
出生数	625	572	629	534	533

資料：人口動態総覧

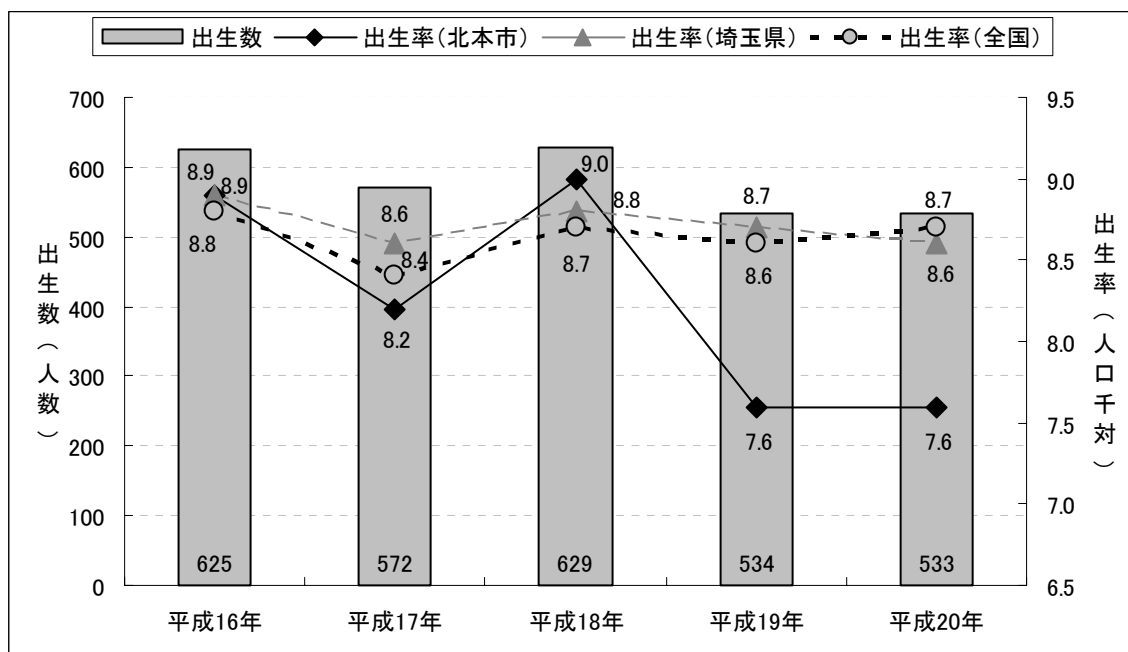
出生率の推移

単位：‰

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
北本市	8.9	8.2	9.0	7.6	7.6
埼玉県	8.9	8.6	8.8	8.7	8.6
全国	8.8	8.4	8.7	8.6	8.7

資料：人口動態総覧

出生数及び出生率の推移



(2) 母親の年齢階級別出生割合

平成20年(2008)の出生数533人を母親の出産年齢別に分けると、“30歳～34歳”が最も多く37.1%、次いで“25歳～29歳”が26.6%で、25歳～34歳で全体の約6割を占めています。さらに、“35歳～39歳”で2割を超えています。

また、年齢階級別の推移をみると、“35歳～39歳”での出生割合が年々高まっており、出産年齢の高齢化傾向がうかがえます。

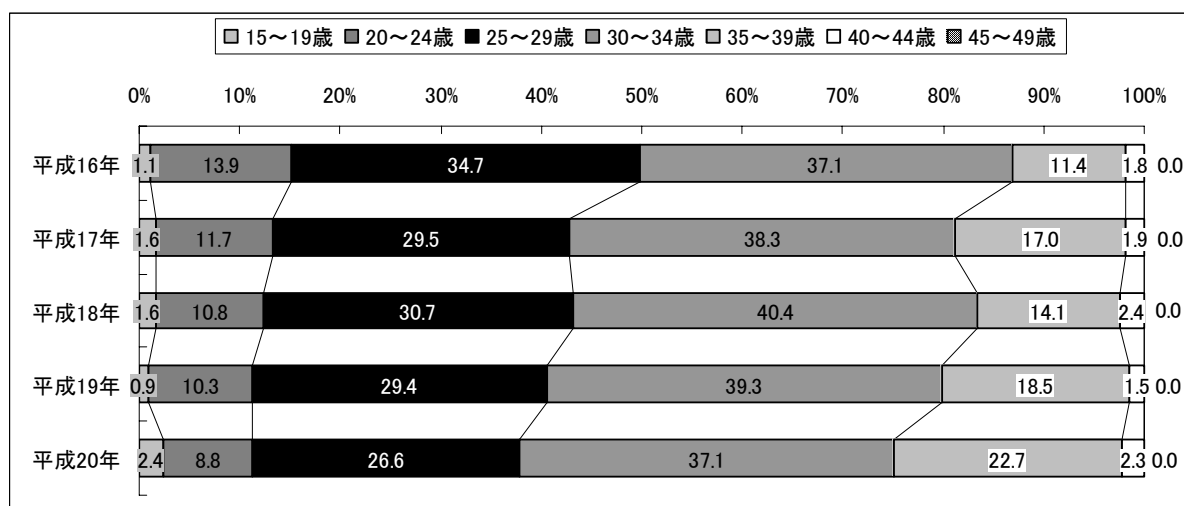
母親の年齢階級別出生数(平成20年)

単位：人

	母親の年齢(歳)							計
	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	
人数	13	47	142	198	121	12	0	533
割合	2.4%	8.8%	26.6%	37.1%	22.7%	2.3%	0.0%	100.0%

資料：埼玉県 保健統計年報

母親の年齢階級別出生割合の推移



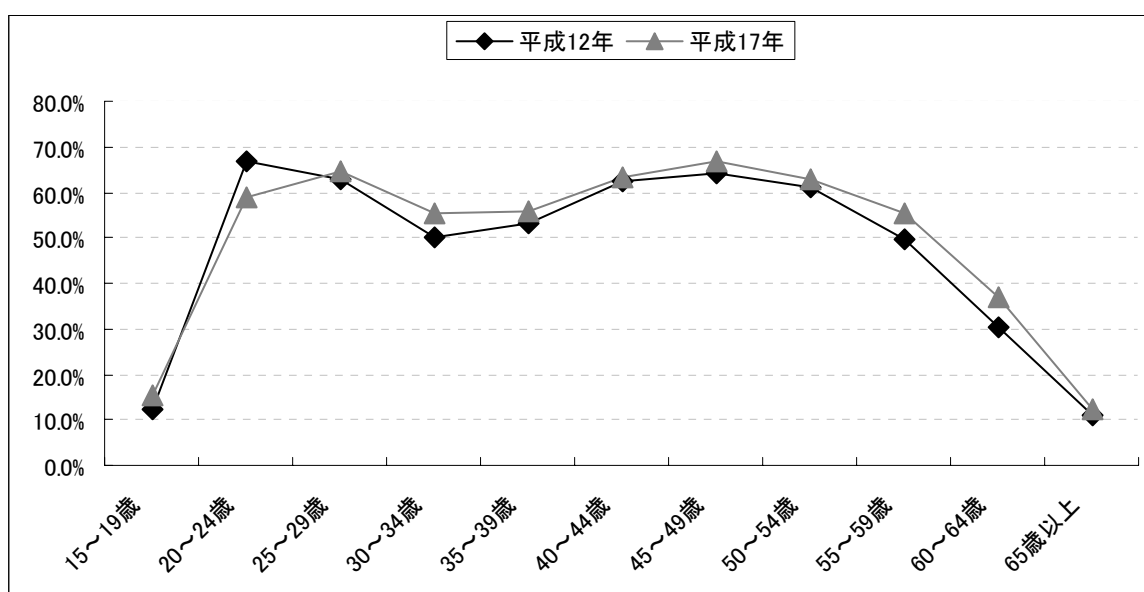
資料：埼玉県 保健統計年報

1-5 女性の就労状況

女性の年齢階級別就業率についてみると、平成12年（2000）では、20～24歳で一度上昇の後減少し、再び35～39歳から45～49歳にかけて増加し、45～49歳をピークとして再び減少に転じる、いわゆるM字曲線を描いています。

一方、平成17年（2005）では、ほぼ同じ曲線を示しますが、若年期の就業率のピークが20歳代前半から後半に移り比較的緩やかなM字曲線となっています。しかし、女性が結婚・出産・育児を機に仕事を辞め、子育てが終了した時点で再就職するというライフスタイルが依然傾向として現れている状況です。

女性の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査

1-6 未婚率の推移

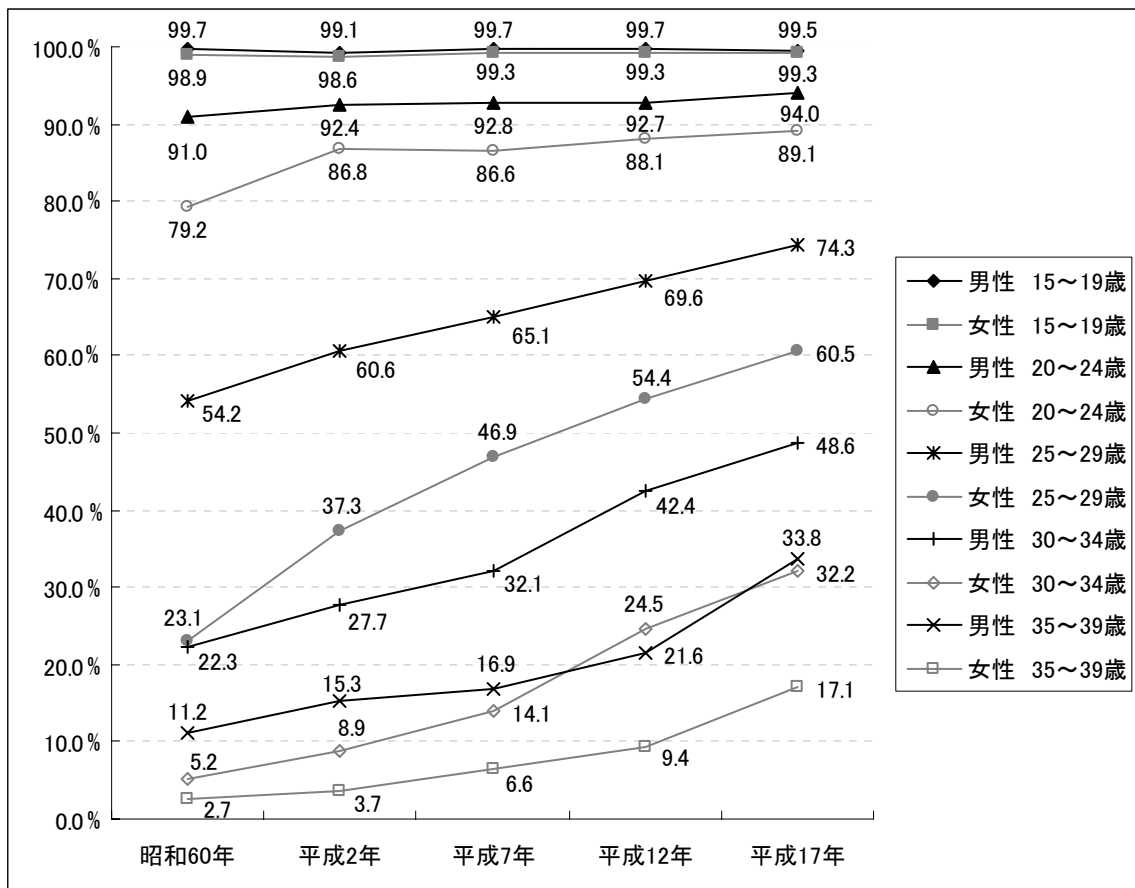
少子化の要因の1つとされている未婚率は、男女とも増加傾向にあります。特に25歳以降で未婚率が高まっており、平成17年の25～29歳では6割から7割が未婚の状況で、ライフスタイルや価値観の多様化がうかがえます。

未婚率の推移

		昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
15～19 歳	男性	99.7%	99.1%	99.7%	99.7%	99.5%
	女性	98.9%	98.6%	99.3%	99.3%	99.3%
20～24 歳	男性	91.0%	92.4%	92.8%	92.7%	94.0%
	女性	79.2%	86.8%	86.6%	88.1%	89.1%
25～29 歳	男性	54.2%	60.6%	65.1%	69.6%	74.3%
	女性	23.1%	37.3%	46.9%	54.4%	60.5%
30～34 歳	男性	22.3%	27.7%	32.1%	42.4%	48.6%
	女性	5.2%	8.9%	14.1%	24.5%	32.2%
35～39 歳	男性	11.2%	15.3%	16.9%	21.6%	33.8%
	女性	2.7%	3.7%	6.6%	9.4%	17.1%

資料：国勢調査

未婚率の推移



資料：国勢調査

2 北本市の子育て環境の現況

2-1 保育所の状況

(1) 入所児童数等

平成21年(2009)4月1日現在、本市の入所児童数は、公立4園で367人、民間4園で209人という状況で、定員充足率は95.0%となっています。

待機児童数は、平成17年(2005)以降減少傾向で、平成21年(2009)10月現在の待機児童数は12人となっています。

保育所の状況

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
施設数 (か所)	公立	4	4	4	4	4
	民間	2	4	4	4	4
	計	6	8	8	8	8
定員 (人)	公立	400	400	400	400	400
	民間	150	206	206	206	206
	計	550	606	606	606	606
利用 児童数 (人)	公立	421	407	398	394	367
	民間	155	196	201	202	209
	計	576	603	599	596	576
	0歳	20	15	21	20	24
	1歳	76	85	80	95	82
	2歳	101	116	95	97	120
	3歳	136	125	124	116	105
	4歳	121	139	138	138	118
5歳	122	123	141	130	127	
定員 充足率 (%)	公立	105.3	101.8	99.5	98.5	91.8
	民間	103.3	95.1	97.6	98.1	101.5
	計	104.7	99.5	98.8	98.3	95.0

各年4月1日

年齢別待機児童数の推移

単位：人

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	4 月	10 月	4 月	10 月	4 月	10 月	4 月	10 月	4 月	10 月
0 歳	0	4	3	1	2	2	0	1	0	7
1 歳	8	13	3	5	3	8	4	9	2	3
2 歳	2	3	4	2	6	1	0	4	2	1
3 歳	12	16	1	0	4	3	0	1	0	1
4 歳	1	1	0	0	0	2	0	1	0	0
5,6 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	23	37	11	8	15	16	4	16	4	12

(2) 延長保育の状況

開所時間が 11 時間を超える延長保育は、平成 20 年度まで民間 4 園で実施しました。

延長保育実施保育所数と利用児童数の推移

単位：か所、人

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
公 立	実施園数	0	0	0	0
	利用児童数	0	0	0	0
民 間	実施園数	4	4	4	4
	利用児童数	-	6,606	6,819	5,905
合 計	実施園数	4	4	4	4
	利用児童数	-	6,606	6,819	5,905

※利用児童数は延べ人数

(3) 0歳保育の状況

産休明けからの保育は、民間の「高尾保育園」1園で、生後6か月からは、公立2園と民間2園の4園で実施しています。

0歳児保育の実施保育園数の推移

単位：か所

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
産休明け	公立 0	公立 0	公立 0	公立 0	公立 0	公立 0
	民間 1	民間 1	民間 1	民間 1	民間 1	民間 1
6か月以上	公立 2	公立 2	公立 2	公立 2	公立 2	公立 2
	民間 1	民間 2	民間 2	民間 2	民間 2	民間 2

(4) 障がい児保育

心身に障がいがあつて保育に欠ける児童を受け入れ、社会性と心身の発達を促すため、公立全園（4園）で、障がい児保育を実施しています。

障がい児保育の実施内容

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
公立	(4) 8人	(4) 12人	(4) 14人	(4) 10人	(4) 7人
民間	(0) 0人	(0) 0人	(0) 0人	(0) 0人	(0) 0人
合計	(4) 8人	(4) 12人	(0) 14人	(4) 10人	(4) 7人

() 数字：実施園数

(5) 一時保育

保護者が就労、通院、研修などで週1～3日だけの保育が必要な場合、あるいは病気や出産で入院する等、家庭での保育が一時的に困難となった場合などの一時保育事業は、平成20年度は4園において実施し、のべ235.5人（1日当たり4時間未満の児童については、0.5人として算定）の利用者がありました。

実施場所（平成20年度）

施設名	住所	保育時間	対象児童	利用料金	定員
高尾保育園	高尾 8-180	8:00～16:00	0歳～2歳児	2,000円/1日	5人程度
			3歳児以上	1,800円/1日	
中丸保育園	二ツ家 2-45	8:30～16:30	1歳児～就学前	700円/1時間	5人程度
ひまわり保育園	本町 4-43	8:30～16:30	1歳児～2歳児	700円/1時間	3人程度
スマイル保育園	二ツ家 3-28	8:30～16:30	1歳児～就学前	700円/1時間	3人程度

一時保育の利用状況

単位：か所、人

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
公立	実施園数	0	0	0	0	0
	利用児童	0	0	0	0	0
民間	実施園数	2	3	4	4	4
	利用児童数	283.5	304	344	344	235.5
合計	実施園数	2	3	4	4	4
	利用児童数	283.5	304	344	344	235.5

※一時保育については、1日当たり4時間未満の児童については、0.5人として算定

2-2 家庭保育室の状況

市内には、保育に欠ける0歳から3歳の乳幼児を、その保護者に代わって家庭的雰囲気の中で保育している家庭保育室が1か所あり、利用者数は平成20年度で12人となっています。

家庭保育室の状況

単位：人

施設名	開所時間	児童数	児童年齢内訳		
			0歳	1歳	2歳
鈴や保育室	8:00~17:30	12	0	10	2

2-3 ファミリーサポートセンター事業

援助を受けたい人と援助を行いたい人がともに会員となり、援助を行いたい人が援助を受けたい人に対して一定の報酬でサービスを提供する相互援助組織による子育て支援事業で、平成13年(2001)11月から実施されています。

援助の内容は、保育施設への送迎、その前後の保育や学校の放課後の保育、学童保育室へのお迎えなどで、会員数、利用者数ともに、増加傾向にあります。

実施場所

施設名	住所	対象年齢	利用料金
北本市ファミリーサポートセンター	北本市宮内1-120 勤労福祉センター内	6か月~12歳	700円(7:00~19:00) 800円(上記以外)

ファミリーサポートセンターの利用状況

単位：人

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
提供会員数	29	36	40	45	45
両方会員数	20	24	25	27	30
依頼会員数	127	160	180	190	209

2-4 放課後子ども教室事業

子どもたちの安全かつ安心な居場所づくりを推進するため、小学校の地域活動室やコミュニティセンター等を活用して、学習やスポーツ、地域交流活動等を実施しています。

放課後子ども教室の設置状況

場所(平成21年度)	開催時間
西小学校	月~金曜日 授業終了時~16:50、週末・夏休み・冬休み 時間を固定せず実施
南小学校	月~金曜日 授業終了時~16:50

2-5 放課後児童クラブ（学童保育室）

小学生のうち、保護者の就労等により、常時保育に欠ける児童の健全な育成を目的とする学童保育室は、市内各小学校区に1か所、合計8か所設置されています。

放課後児童クラブ（学童保育室）の状況

単位：人

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施数		8	8	8	8	8
在籍児童数	計	395	439	464	493	496
	1年 うち障がい児	117 0	113 2	110 2	124 2	113 3
	2年 うち障がい児	103 0	110 0	117 2	108 4	115 3
	3年 うち障がい児	78 0	97 0	94 0	101 2	92 4
	4年 うち障がい児	4~6年生 97 4	60 0	77 1	76 0	75 2
	5年 うち障がい児		32 3	43 0	62 1	54 1
	6年 うち障がい児		27 0	23 2	22 0	47 1

各年4月1日

2-6 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て家庭をサポートする「地域子育て支援拠点」は、平成20年度末時点で、市内に「ひろば型」が3か所、「センター型」が1か所設置されています。乳幼児を連れて気軽に立ち寄れる場所の提供のほか、育児相談、各種イベントなど、子育てに関する様々な活動を行っています。

地域子育て支援拠点の設置状況

施設名	対象
ママ&キッズサロン	0歳から3歳のお子さんと保護者
コッコルーム	0歳から就学前のお子さんと保護者、プレママ&パパ
モンキーポッド	0歳から3歳のお子さんと保護者
地域子育て支援センター（中丸保育園内）	0歳から就学前のお子さんと保護者

2-7 幼稚園の状況

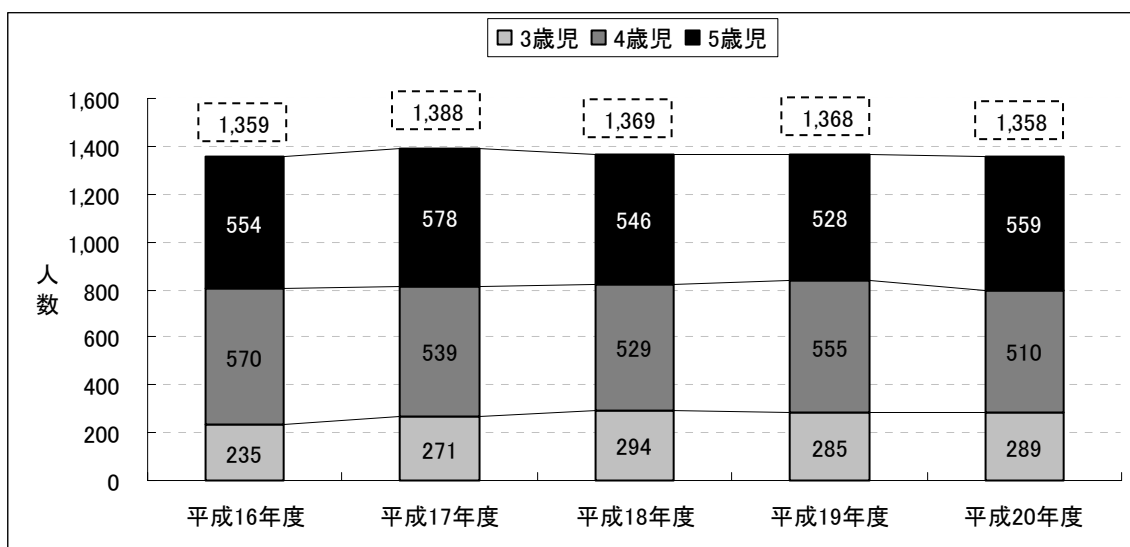
市内の私立幼稚園9か所において、それぞれ特色のある幼児教育が実施されています。

幼稚園の現況（平成21年度）

単位：か所、人

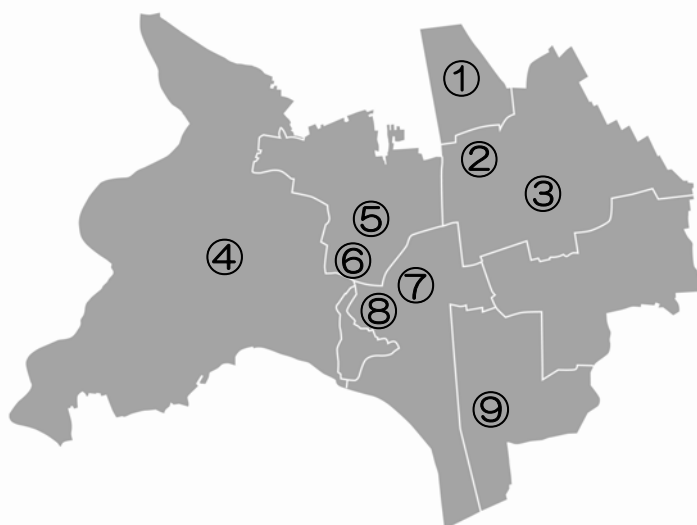
	公立	私立
幼稚園数	0	9
定員数	0	1,850
入園児童数	0	1,307

幼稚園の入園児童数の推移



幼稚園位置図

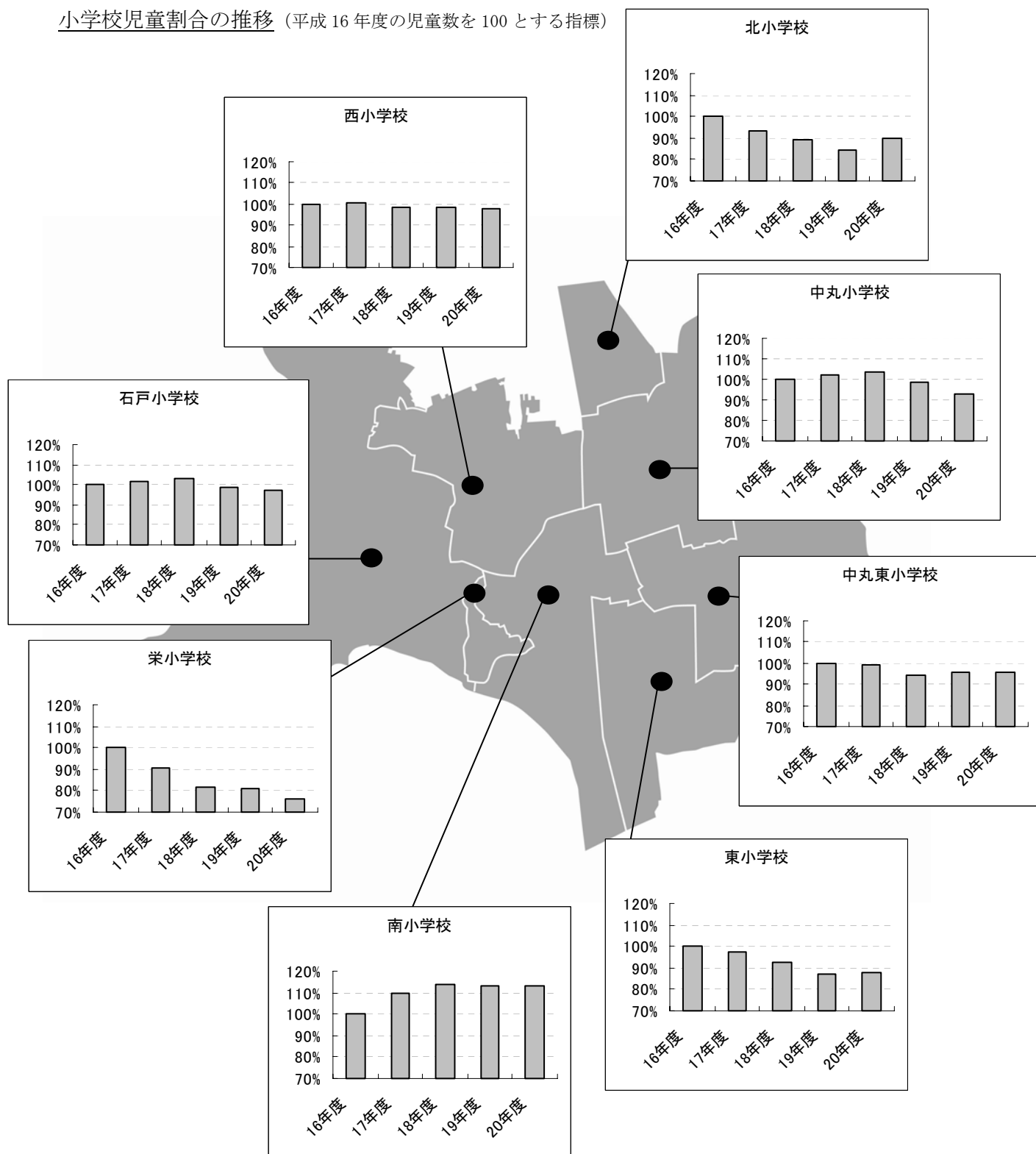
①森の詩
②ふじ
③きたもと
④いしと
⑤せきね
⑥みなみ第二
⑦北本みなみ
⑧北本中央
⑨北本東



2-8 小学校の状況

市内には8つの小学校がありますが、南小学校以外は児童数がほぼ横ばい、あるいは減少しています。特に北小学校、東小学校、栄小学校の減少率が比較的大きく、栄小学校では平成16年度からの5年間で、児童数の3割弱が減少しています。

小学校児童割合の推移（平成16年度の児童数を100とする指標）



2-9 中学校の状況

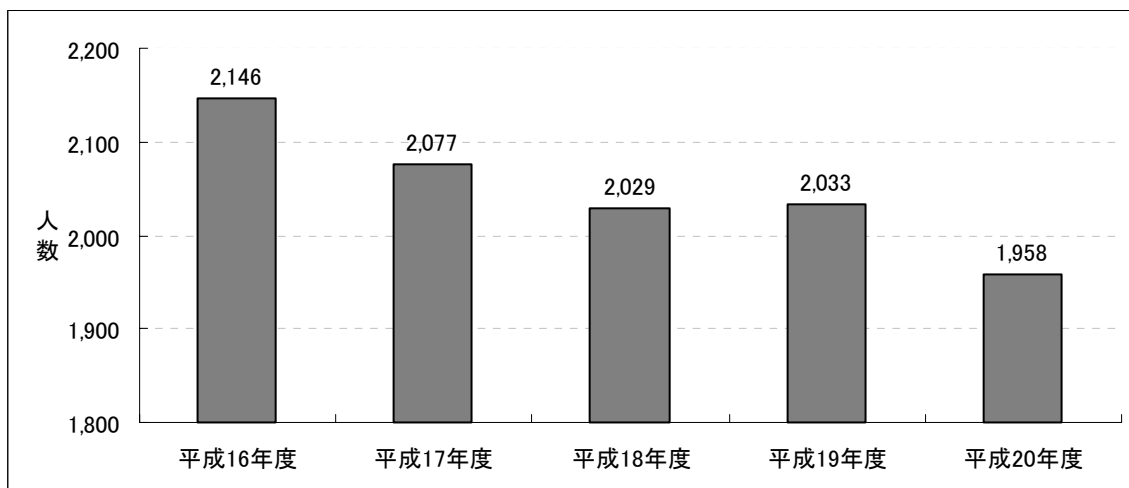
市内の中学校は4か所で、生徒数は全体として減少傾向にあります。

また、中学生の不登校生徒は平成16年度以降、2%後半から3%前半を推移しています。

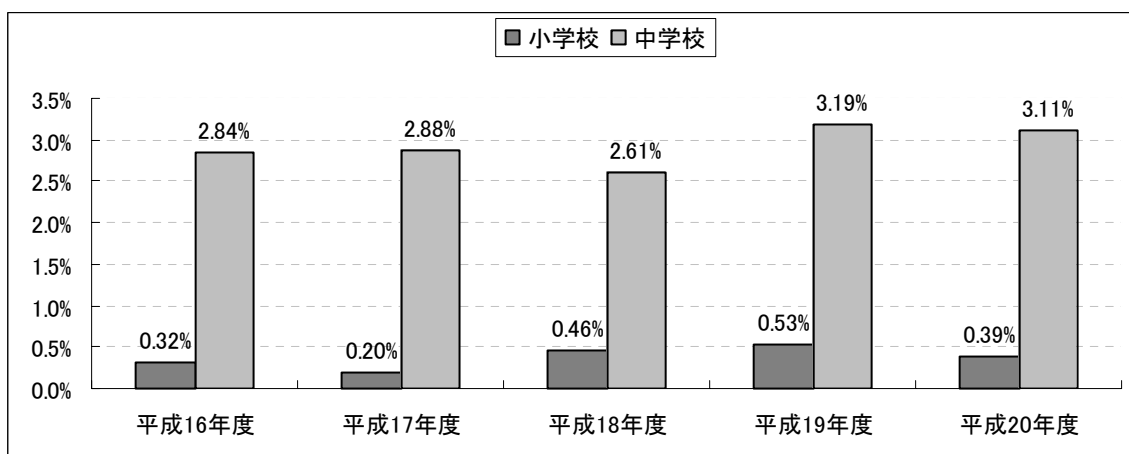
中学校別生徒数の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
北本中学校	545	522	550	578	599
東中学校	571	544	558	577	588
西中学校	355	336	313	287	248
宮内中学校	675	675	608	591	523
合計	2,146	2,077	2,029	2,033	1,958

中学校別生徒数の推移



不登校児童・生徒率の推移



3 子育てに関する住民意識

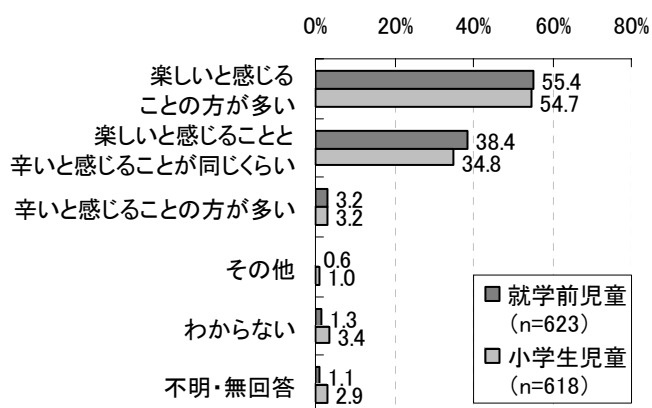
●調査概要

- 調査対象者 : 北本市内在住の就学前児童をお持ちの世帯（就学前児童調査） 623 世帯／1,000 通
北本市内在住の小学生児童をお持ちの世帯（小学生児童調査） 618 世帯／1,000 通
- 調査期間 : 平成 21 年 1 月 7 日（水）～1 月 23 日（金）まで

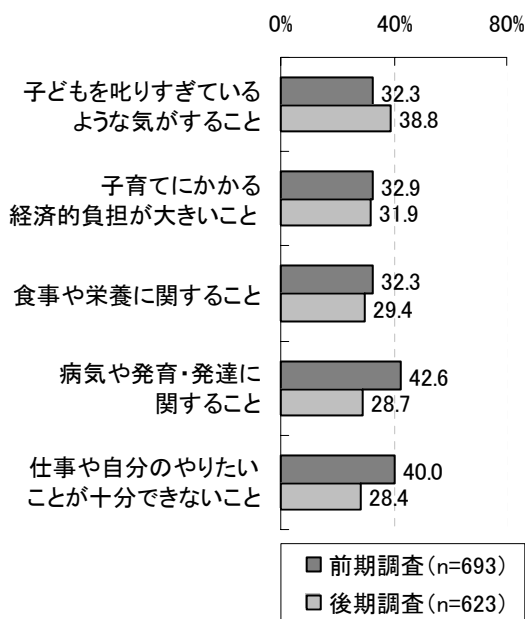
3-1 子育ての悩みや不安

子育てについては、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者ともに半数以上が「楽しいと感じることの方が多い」としてはいますが、子育てに関する悩みや気になることをみると、「子どもを叱りすぎているような気がする」「経済的な負担が大きい」などが挙げられており、これらの項目は5年前の前期調査と同様高い割合となっているため、今後の課題として何らかの対応が必要であると考えられます。

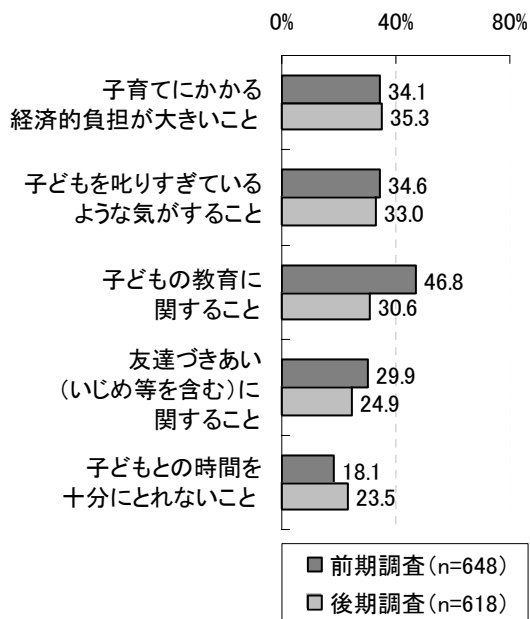
子育てに関する意識について



＜就学前児童＞
子育ての悩み 上位5項目



＜小学生児童＞
子育ての悩み 上位5項目



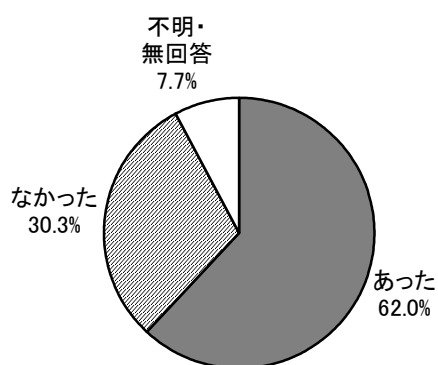
3-2 保育サービスについて

就学前児童の保護者を対象に、「病気やケガで保育サービスが利用できなかった経験」や「子どもを一時的に家族以外の誰かに預けた経験」についてみると、「あった」とした割合が病児の場合は6割以上、一時預かりは3割以上となっています。

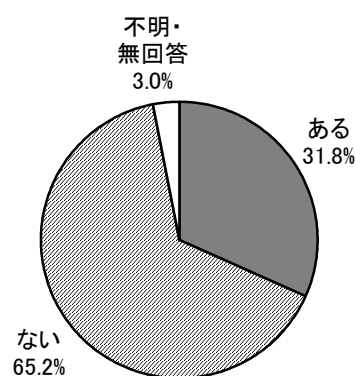
保育所や幼稚園の延長保育や一時預かり、病児・病後児保育サービスなど、多様なニーズに対応した保育サービスが求められています。

保育サービス利用状況

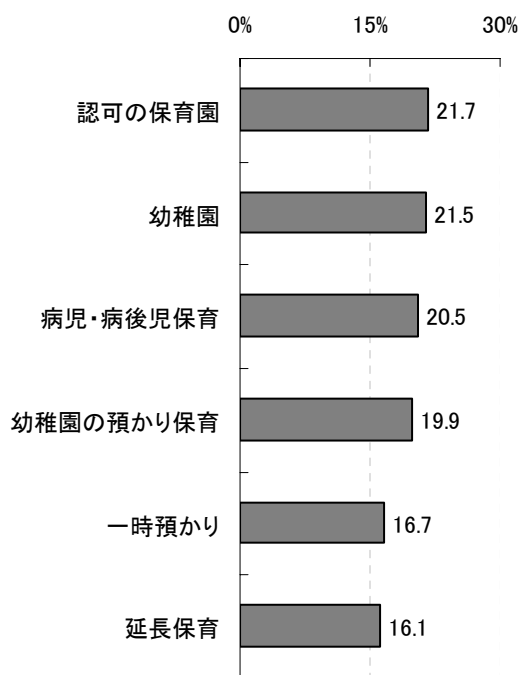
＜就学前児童＞ケガや病気や保育サービスが利用できなかったこと(n=271)



＜就学前児童＞家族以外の誰かに一時的に預けたこと(n=623)



＜就学前児童＞今後利用したい保育サービス上位6項目(n=623)

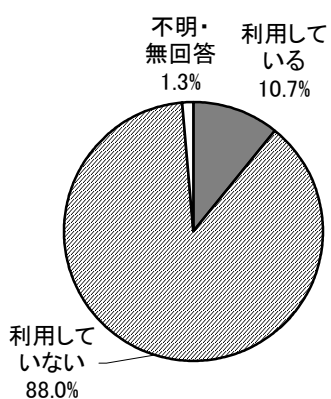


3-3 学童保育室について

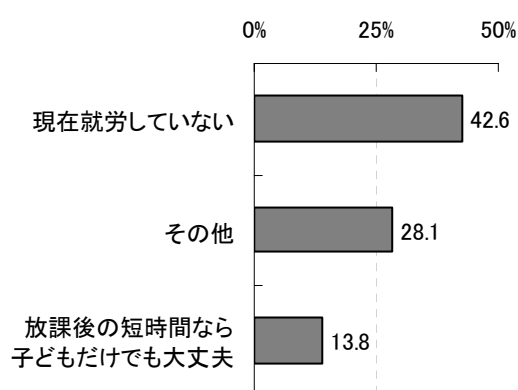
学童保育室の利用についてみると、「利用している」と回答した割合は1割で、利用していない理由については「就労していない」「放課後の短時間なら子どもだけでも大丈夫」「帰宅時に子どもを見る大人がいる」などが、多く挙げられています。また、今後の利用意向については、「今後も利用しない」とする人の割合が高くなっています。

学童保育室の利用状況

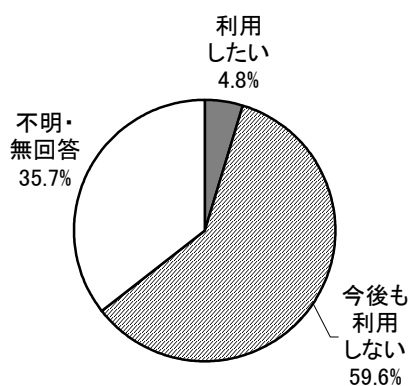
＜小学生児童＞
学童保育室の利用状況 (n=618)



＜小学生児童＞学童保育室
不利用の理由 上位3項目 (n=544)



＜小学生児童＞
学童保育室の利用意向 (n=544)



●主な「その他」の内容

- ・帰宅時に子どもを見る大人がいるため (90件)
- ・自営業のため (10件)
- ・子どもが行きたがらない (7件)
- ・時間的な負担が大きい (7件)

※現在「利用していない」と回答した方だけの集計

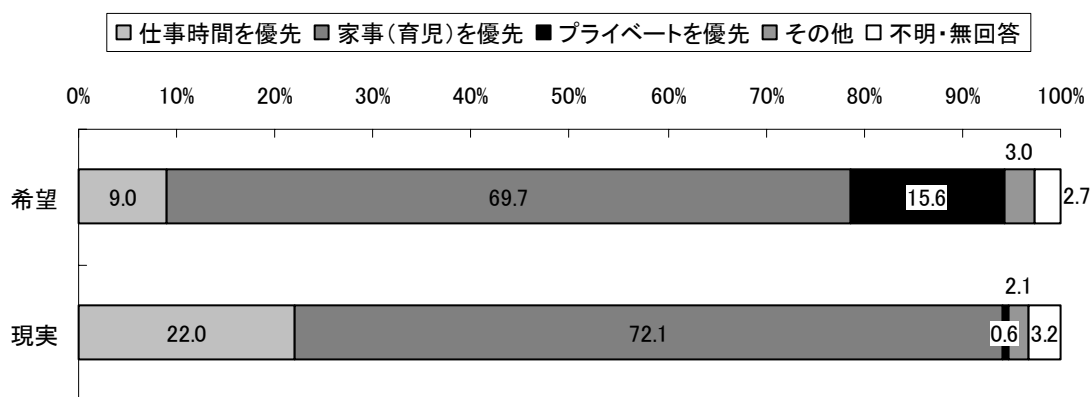
3-4 仕事と生活の調和について

仕事と生活の調和について、仕事時間と生活時間の優先度をみると、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者ともに、「プライベートを優先」させたい、または「家事（育児）を優先」させたい希望に対して、「仕事時間を優先」している状況にあるとしている割合が高くなっています。

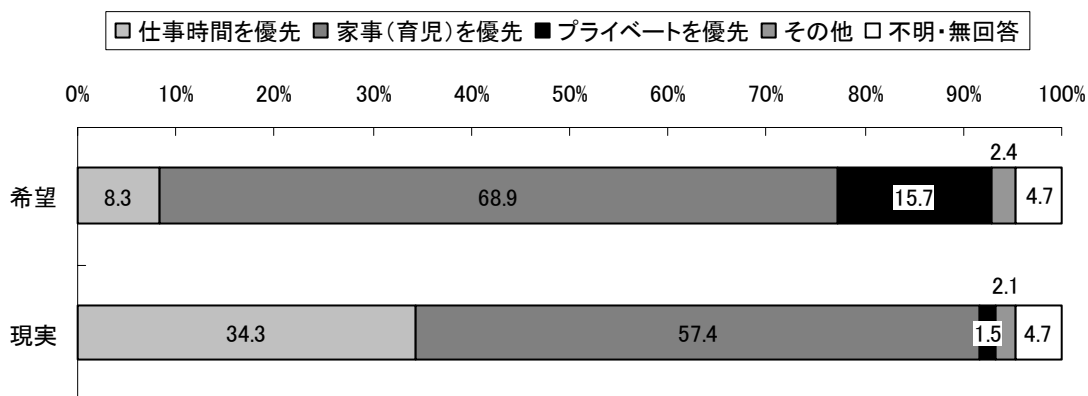
景気動向の影響などにより、家計における教育費等の負担感が強まっているといわれていることから、働きながら子育てを続けたいと考える人が増えていると考えられます。男女ともに、家事・育児に参加しやすい環境あるいは自己実現可能な社会を構築していくことが、少子化対策、男女共同参画社会の実現の観点からも重要な課題となっています。

仕事時間と生活時間の優先度

＜就学前児童の保護者＞(n=623)



＜小学生児童の保護者＞(n=618)



4 子育て環境に関する基本的な課題

4-1 次代へつなぐ心豊かな人づくりへの課題

本市では、子どもの数が減少するとともに、1世帯当たりの人員が縮小し、核家族化も進行しています。家庭内で子育てに関わる大人が少ない状況は、子育てに係る親の負担を増加させ、地域社会における人間関係の希薄化の中で子ども同士がふれあう機会が減ったことで、子どもの自主性や社会性が育ちにくいといった健やかな成長への影響が懸念されています。

子どもがバランスのとれた生きる力をもったひとりの人間として、健やかに成長するためには、学校や家庭、地域が連携するとともに、様々な体験活動や交流活動により、子どもの生きる力を育てていくことが必要とされます。

重点的に取り組む課題

- ・ 心や命の大切さを学ぶための環境づくり
 - ・ 地域における様々な交流・体験活動の推進
-

4-2 健やかに育つことのできる環境への課題

広場や空き地などの減少、車の交通量の増加などに伴う都市化が進行することによって、子どもの安全な遊び場が不足する傾向がみられます。また最近では、子どもが巻き込まれる事件が多発していることも、保護者の大きな心配事となっています。

このため、子どもと子育て家庭に配慮したまちづくりの視点で、都市整備と連携し、身近な遊び場等の整備とともに、防犯対策に重点を置き、地域全体で子どもたちを見守る体制が必要とされます。

重点的に取り組む課題

- ・ 子どもの視点に配慮した遊び場づくり
 - ・ 地域防犯パトロール体制の推進
-

4-3 仕事と子育ての両立支援への課題

生活を支える経済的な事情、女性の高学歴化、自己実現意欲の高まりなどにより、女性の社会参加機会が拡大し、就労する女性の数が増加しています。核家族が多い本市でも、アンケート結果からは、就学前児童の母親の約4割、小学生の母親の約6割が就労中という結果となりました。また、現在は未就労の母親も、8割以上が将来的には仕事をもちたいと言う希望をもっており、女性の就労意欲は非常に高くなっています。

就労時の子どもの保育は、核家族化の進行などから、就学前は保育所・幼稚園、小学生は放課後児童クラブ（学童保育室）といった施設を利用することが多く、アンケート結果から

も、保育サービスは5割弱、放課後児童クラブは約1割の保護者が利用しています。

仕事と子育ての両立のためには、就労条件や職場環境の改善とともに、女性の社会参加に伴う保育環境の整備が、施設、サービス、経費の面で重要となります。

特に、働きながら子育てをしている家庭への支援として、放課後児童対策が重要となります。

重点的に取り組む課題

- ・ 多様な保育ニーズに対応した子育て支援サービスの充実
 - ・ 障がい児保育を含めた放課後児童クラブの充実
 - ・ 認定こども園の整備推進
-

4-4 社会全体での子育て支援への課題

核家族の増加による家庭の養育機能の低下や、地域の人間関係が希薄化している中で、子育てに対して経済的、精神的、肉体的負担、時間的拘束を感じている親が増えています。

アンケート結果からも、多くの保護者が何らかの悩みをもっている状況がみられます。

しかし、これらの悩みや不安の多くは、経済的、家族的、社会的サービス（制度、施設、サービス）上の対応によって改善することが可能といえます。

また、近年問題となっている児童虐待や家庭内での暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）、子育てが孤立化する傾向にある中でひとり親家庭など、配慮を必要とする家庭に対しては、親としての自覚をもち、子育てに喜びを感じられる環境を整備し、親自身が子育てを通して成長していけるよう支援することが必要となります。

さらに、若い世帯を中心に、子育て情報に対する要求が高まっており、アンケートの自由意見などからも“子育て支援サービス情報”や“子育てや子ども向けのイベント・講座の情報”などが求められています。

地域全体で子育てを支援する基盤づくりを進め、安心して子育てができる環境形成の重要な項目として、このような情報の供給や相談、交流の場の提供ができる仕組みづくりが必要とされます。

重点的に取り組む課題

- ・ 子育て総合相談窓口の充実
 - ・ 関係機関による連携した支援体制の構築
 - ・ 要配慮家庭への支援
-



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、これまで「輝く未来に向けて、はばたけ子どもたち」を基本理念として、子ども一人ひとりの利益が尊重され、子どもが健やかに成長し、親たちが安心して子どもを育てることができるまちづくりを進めてきました。

一層の少子化が進む中で、明日を担う子どもたちが、心身ともに健やかに育つことは、将来の北本市が発展するために欠かせないものといえます。そのためにも、これからは、子どもたちを社会全体で支えていくことが求められています。

そこで、地域全体で子育てを支援し、輝く笑顔があふれる元気なまちづくりのため、「北本市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本理念を次のように定めます。

おとなも子どもも輝こう 子育ては親育て
地域で育むまち北本

2 基本的な視点

今後の次世代育成支援対策にあたっては、基本理念を受け、次の5つの視点を十分踏まえながら推進します。

①子どもの視点

子どもを市民として尊重した上で、子どもの側に立って、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重した計画とします。

②次世代の親づくりという視点

子どもは将来の親となるという認識のもとに、長期的な視野に立って豊かな人間性、自立性を育む環境づくりを進めていきます。

③社会全体による支援の視点

子育ての基本は家庭にあるという認識のもとに、行政とともにすべての市民が子育て・子育てについて考え、取り組んでいくことができる社会全体による支援の仕組みをつくれます。

④すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、専業主婦・主夫家庭や障がいのある子ども、ひとり親家庭などすべての子どもと家庭を支援します。

⑤身近に利用できる地域資源の活用と整備の視点

子育てと子育てを支援するため、保育所・幼稚園・公民館といった既存の施設の活用と地域資源の整備を、市民・事業者・行政の協働によって進めていきます。

3 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、5つの基本的な視点を踏まえつつ、「子ども」、「家庭」、「地域」、「社会」それぞれの対象ごとに、次の4つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

(1) 健やかにたくましく育つ子どもづくり

保健・医療、福祉及び教育の分野間の連携を図り、すべての子どもが、心と体が健やかにたくましく育つことを目標とします。また、子どもは次代の親となります。豊かな人間性と社会性を向上させて、子どもの生きる力の育成を図ります。

(2) 子育てを楽しみ喜びをもてる家庭と親づくり

子育ては家庭において行なわれるのが基本です。心から安らぐことができ、笑顔と会話であふれる家庭をつくってもらうことを目標とします。そのためにも、子育てを通じて親も喜びを感じつつ、きちんと子育てにおける責任を果たしていける親育ちの支援を図ります。

(3) みんなで子どもたちを見守り、支え合う地域づくり

隣近所など地域の密接なつながりにより、みんなで子どもたちに関心を持ち、子どもたちを見守り、子育て家庭を地域全体で応援する地域づくりを目標とします。

(4) 子育てへの理解と協力ができる社会づくり

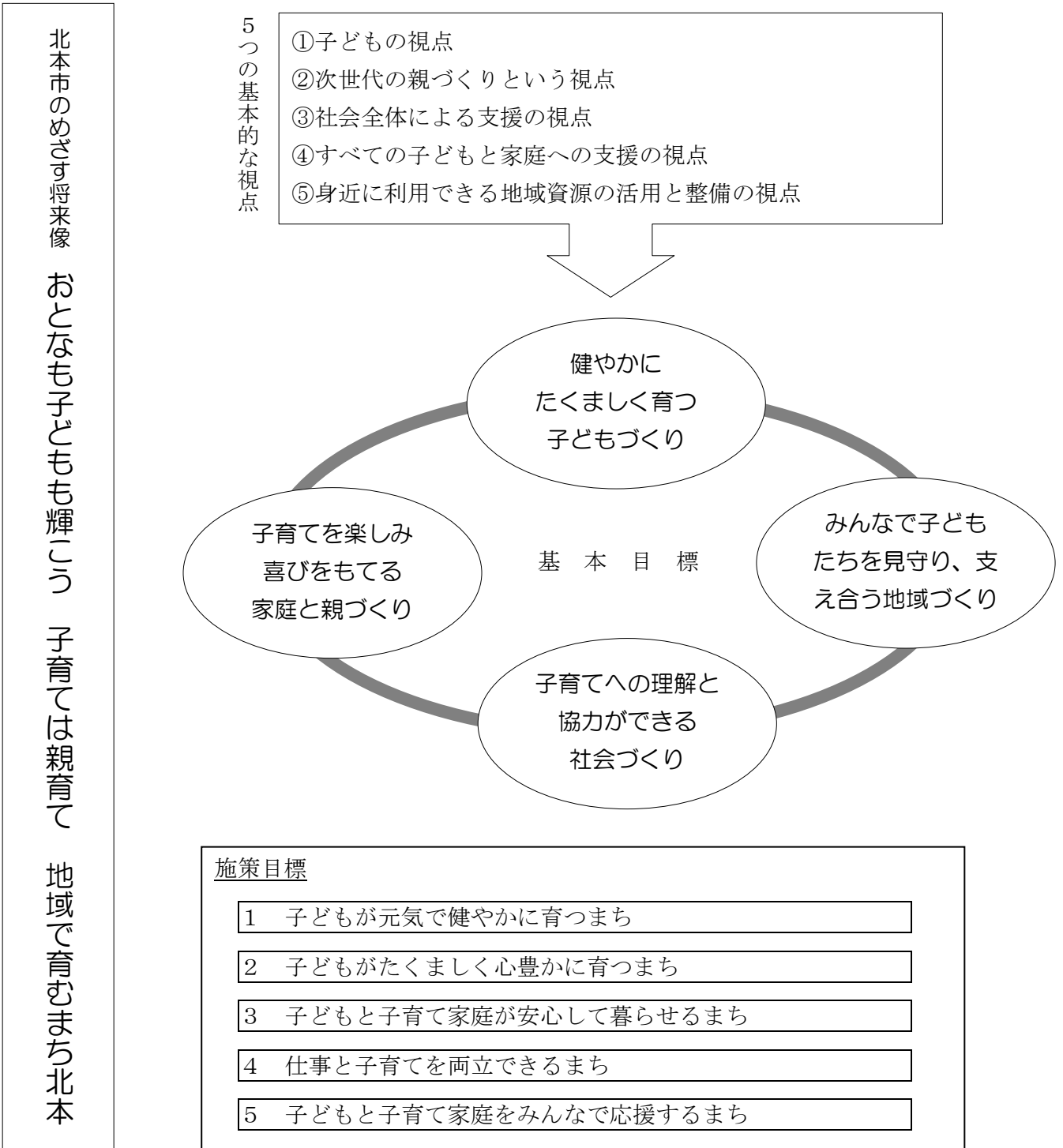
女性の働きながらの子育てや、男性の育児参加がしやすい社会を目標とします。そのためには、仕事と子育てのバランスを上手にとり、性別役割分担意識等を解消するとともに、事業者の理解を求めていきます。また、子どもが安心して外出したり遊んだりできるような環境の整備を進め、子育てに優しい社会づくりを目標とします。

4 計画の基本施策

4-1 施策目標

基本理念、基本目標を達成するための施策目標は、次のとおりです。

基本理念



4-2 施策体系

施策目標に基づく推進方向や施策体系は次のとおりです。

施策目標	推進方向	推進施策	
1 子どもが元気で 健やかに育つま ち	1-1 子どもと母親の健康の確保	①子どもと母親の健康の確保	
		②食育の推進	
		③思春期保健教育の充実	
		④小児医療体制の充実	
	1-2 要支援児童への対応などきめ 細やかな取り組み	①障がいがある子どもと家庭への支援	
		②児童虐待を防止する体制づくり	
		③いじめ、ひきこもりや不登校対策	
		④子どもの権利を守る取り組みの推進	
2 子どもがたくま しく心豊かに育 つまち	2-1 生きる力の育成に向けた教育 環境等の整備	①地域に開かれた特色ある学校づくり	
		②心や命の大切さを学ぶための環境づくり	
		③就学前教育の充実	
	2-2 児童の健全育成	①家庭教育への支援の充実	
		②地域スポーツ活動の支援	
		③自然とふれあい環境を大切にする心の育成	
		④芸術や文化とふれあい豊かな感受性の育成	
		⑤体験・交流機会の提供	
		⑥各種施設の活用と整備	
	3 子どもと子育て 家庭が安心して 暮らせるまち	3-1 子育てを支援する生活環境の 整備	①良質な居住環境の確保
			②安心して外出できる環境の整備
			③子どもの視点に配慮した遊び場の整備
④子どもを取り巻く有害環境対策			
3-2 子どもに安心・安全なまちづ くり		①交通安全対策	
		②子どもを犯罪から守るための活動の推進	
3-3 経済的支援の推進		①各種支援制度の充実	

施策目標	推進方向	推進施策
4 仕事と子育てを 両立できるまち	4-1 保育サービスの充実	①保育環境の向上
		②保育サービスの充実
		③放課後児童クラブの充実
		④認定こども園の充実
4-2 職業生活と家庭生活との両立 の推進	①男女の役割分担及び働き方の見直し	
	②仕事と子育ての両立への理解の促進	
5 子どもと子育て 家庭をみんな で応援するまち	5-1 地域における子育て支援サ ービスの充実	①子育て支援サービスの充実
		②子育て情報の充実
		③相談体制の充実
	5-2 地域における子育て支援のネ ットワークづくり	①子育てに関する地域活動の育成と支援
		②子育て支援のネットワークづくり
		③地域の子育て支援の担い手の育成
	5-3 要配慮家庭への支援の充実	①問題を抱えた家庭への支援
		②ひとり親家庭への支援
		③親育ちへの支援



第3章 行動計画

1 子どもが元気で健やかに育つまち

1-1 子どもと母親の健康の確保

■ 現況と課題 ■

すべての子どもが健やかに生まれ、かつ育つことは、親ばかりでなくすべての市民全体の願いであり、それは、健全な母性、妊娠、出産から始まります。

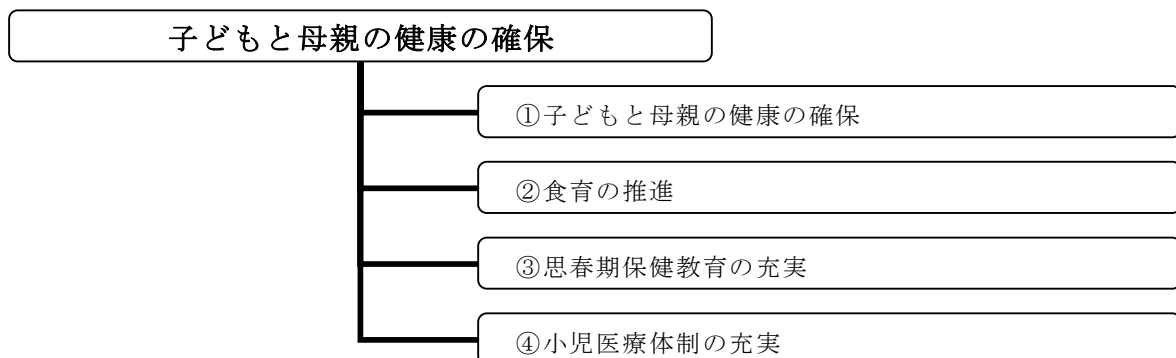
そのためには、乳幼児の疾病予防や早期発見に努めるとともに、母親の健康の維持・増進が欠かせません。

本市においては、様々な母子保健事業により、市内の母子の健康や生活環境の向上を図る取り組みを行っています。

今後も、妊産婦や乳幼児の保健相談、保健指導などの母子保健事業を引き続き実施するとともに、正しい食生活習慣の指導や小児救急医療体制の整備により、安心して健やかな子どもを生き育てることのできる環境や仕組みが必要とされています。

また、次代の親となる中高生に対しては、思春期の心と体の健康づくりを支援していくことが重要です。

■ 施策の基本体系 ■



■ 基本施策の方向性 ■

①子どもと母親の健康の確保

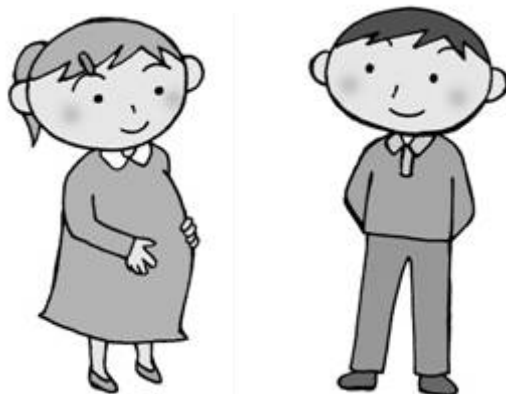
乳幼児を対象に、疾病や障がいの早期発見、早期対応を図るため、乳児一般健康診査や各成長段階・特性に合わせた有効な健康診査を行います。

健康診査時には、成長・発達・栄養・子育てなどに関する相談・保健指導を行うとともに、保護者の健康状態や生活・育児状況などを把握し、安心して健全な子育てができるための支援を行います。

母親となる妊婦に対しては、母子健康手帳を交付し、妊婦に対する妊娠初期からの医学的管理と保健指導を適切に行うための妊産婦健診事業を実施するとともに、妊婦アンケートや母性健康管理指導事項連絡カードの配布、妊産婦訪問、新生児訪問等を行い、育児不安や負担感の軽減とより良い育児環境を整えられるような指導・支援を推進します。

No.	事業名	区分業	事業概要	担当課
1	母子健康手帳交付	継続	妊娠中を健康に過ごし、安全な出産ができるよう、母子健康手帳の交付を行い、母子の健康管理に役立てる。また、外国人に対しては外国語母健康子手帳を交付する。	健康づくり課
2	母性健康管理指導事項連絡カードの配布	継続	就労妊婦に対して、母子健康手帳の交付時に母性健康管理指導事項連絡カードを配布し、健康の増進を図る。	健康づくり課
3	マタニティセミナー	継続	妊婦やその家族に、妊娠出産または育児について必要な情報の提供や保健指導を行い、母子保健の向上を図るとともに、妊婦及び家族の交流を図る。	健康づくり課
4	沐浴実習	継続	初めて父親になる人と家族で希望する人に、赤ちゃんのお風呂の入れ方の講習会を実施する。	健康づくり課
5	妊産婦健康診査 妊婦訪問	継続	若年妊産婦等の健診及び訪問指導を実施し、出産・育児に対する不安軽減を図る。	健康づくり課
6	第1子訪問、低体重 児訪問・乳児家庭全 戸訪問事業	継続	第1子、第2子以降の希望者、里帰り出産で依頼あった人、必要な人、低体重児を保健師、助産師等が訪問し、育児不安や負担感を軽減できるように育児支援する。	健康づくり課

No.	事業名	区分業	事業概要	担当課
7	乳幼児健康診査	継続	乳児、1歳6か月児及び3歳児健診を実施し、乳幼児の健康状態と発育発達を定期的に把握し、乳幼児の健康増進を図る。	健康づくり課
8	育児相談 (9か月児育児相談、 乳幼児育児相談)	継続	9か月児、乳幼児育児相談を定例で行い、心身の発育発達を把握し、育児相談や栄養指導により不安解消や育児支援を行うとともに、利用者の交流の場を提供する。	健康づくり課
9	1歳6か月児事後相談	継続	個別相談にて、支援を要する幼児に対する発達を促す係わり方についての助言や相談を行う。	健康づくり課
10	親子教室パンダ	継続	3歳児健診後、心身に発達の遅れのおそれのある児童及びその保護者等を対象とし、発達を促す係わり方についての相談や助言、遊びの体験を通して、児童の健全育成を図る。	こども課 健康づくり課
11	離乳食講習	継続	情報過多の中で、食に関する適切な正しい知識の啓発、育児不安の解消、育児中の母親の孤立化防止を図る。	健康づくり課
12	予防接種	継続	感染症の予防、重症化の防止のため、集団接種や個別接種による予防接種を実施する。	健康づくり課
13	女性健康診査	継続	女性のライフステージに応じた生活習慣病予防や健康づくりを推進する。	健康づくり課
14	女性健康診査事後相談	継続	女性健診後の生活習慣病予防の相談を実施する。	健康づくり課
15	成人健康相談	継続	保健師・栄養士等が、身体や心の健康について、個別に相談を実施する。	健康づくり課



②食育の推進

「食」は、人の生きる糧であり、望ましい食習慣を定着させることは、健康的な生活習慣を形成する基本となります。そのため、離乳食講習会や小学生を対象とした講座、食に関する相談への助言などを通じて、一人ひとりが「食」について自ら学び、考え、判断できるように知識の普及・啓発を図り、家庭で健全な食生活が営めるよう支援します。

No.	事業名	区分業	事業概要	担当課
1	「市民大学きたもと学苑」小学生向け田舎料理	継続	料理を通して、地域社会の子どもたちを結びつけることを目的として、市内小学生を対象に、講師、スタッフの指導のもと、料理をつくり食べる講座を開催する。	生涯学習課
2	㊦離乳食講習	継続	情報過多の中で、食に関する適切な正しい知識の啓発、育児不安の解消、育児中の母親の孤立化防止を図る。	健康づくり課
3	食育の推進	継続	栄養教諭、学校栄養職員の専門性を活用し、学校における食育を充実・推進させ、家庭・地域と連携して朝食欠食の改善を図る。	学校教育課 体育課 生涯学習課
4	給食内容の充実	継続	栄養的にバランスのとれた、魅力ある給食とするため、献立や食事の形態を多様化する。また、安全な食材の確保を図る。	給食センター
5	学校給食運営の充実	継続	給食指導の充実、運営体制の整備を図り、バランスのとれた食事を提供することにより、児童生徒の心身の健全な発達を促す。	教育総務課 体育課
6	石臼体験学習	継続	郷土学習（石臼学習）体験学習（手打ちうどんづくり）を通し、食文化を知り郷土への愛着を高める。	コミュニティセンター 西小学校
7	男性料理教室	継続	育児・家事について夫婦で協力して行うことを推進するため、男性料理教室を開催する。	コミュニティセンター 生涯学習課
8	親子料理教室	新規	地域親子の親睦を目的とし、親子での料理教室を開催する。	中丸公民館

■ 関連施策 ■

No.	事業名	事業概要	実施機関
1	地域コミュニティにおける催し	地域親子の親睦を図ることを目的として、うどんづくりやもちつき大会など、様々な催しを開催する。	各地域コミュニティ委員会

③思春期保健教育の充実

人間教育の一環として、異性を尊重し、自他を大切にすることを育むため、性に関する健全な意識の啓発と、正しい知識の習得を促します。喫煙・飲酒・薬物乱用の有害性などについての基礎的な知識の普及を図る等により、思春期の心と体の健康づくり及び生涯にわたる健康行動の基盤づくりを支援します。

No.	事業名	区分業	事業概要	担当課
1	薬物乱用防止教育の推進	継続	学校・家庭・地域が連携して、子どもの発達段階や地域の実態に応じた薬物乱用防止教室を充実・推進する。	体育課
2	性教育の推進	継続	性に関する問題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるよう、学校・家庭が連携した性教育を進める。	体育課
3	小中学校における健康教育の充実	継続	「心の健康」「薬物乱用」「性に関する問題」等、様々な健康課題の解決に向け、保健教育を充実させ、学校・家庭・地域が一体となり学校の健康教育を推進する。	体育課

■ 関連施策 ■

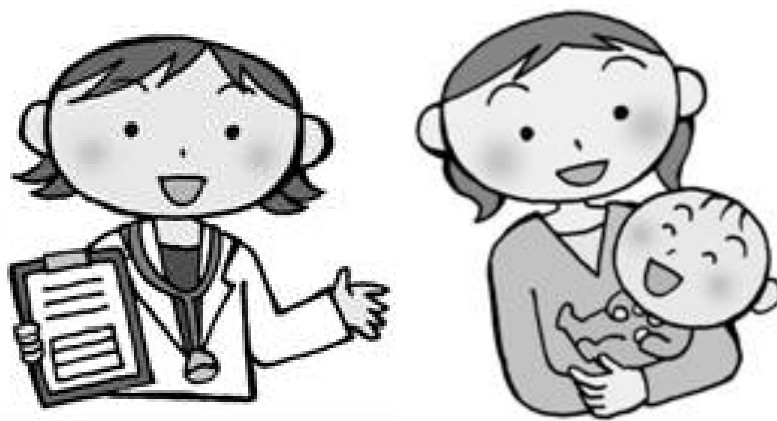
No.	事業名	事業概要	実施機関
1	ヘルスケアー市民講座	北里研究所メディカルセンター病院主催でヘルスケアー市民講座を開催する。	北里研究所メディカルセンター病院

④小児医療体制の充実

小児医療は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基礎となることから、休日・夜間の医療体制を含め、小児初期救急医療体制の整備・充実を図ります。

また、子どもの病気やけがへの初期対応として、的確な判断や処置は大変重要であることから、親を対象とした講座の開催や医療情報の提供により、病院受診の必要がある症状等についての知識の普及を図ります。

No.	事業名	区事業 分業	事業概要	担当課
1	こども医療費助成	継続	医療費の一部を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減し、児童の保健の向上と福祉の増進を図る。	こども課
2	ひとり親家庭等医療費助成	継続	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を支給することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	こども課
3	小児救急医療体制の整備	継続	小児初期救急医療体制の整備について、関係機関と協議を進める。	健康づくり課



1-2 要支援児童への対応などきめ細やかな取り組み

■ 現況と課題 ■

市の子育てに関するアンケートからは、悩みや気になることとして、就学前児童の保護者で7.7%、小学生の保護者で2.8%とわずかながらも、「ストレスで子どもに手を上げたり、世話をしないこと」と答えた保護者がいます。

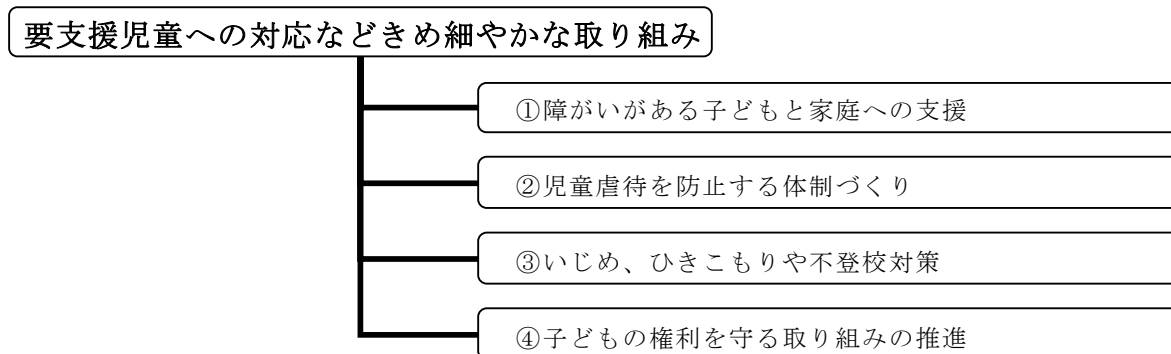
児童虐待防止法や児童福祉法の改正により、虐待の予防や支援、児童相談に関する体制の充実について国や地方自治体の責務が明記されたこともあり、今後は、妊娠期からのきめ細やかな育児支援によって育児負担を軽減し虐待を未然に防ぐことや、保育所、学校や地域、関係機関の連携による早期発見・早期対応が、より一層必要とされます。

また、経済情勢の厳しい中で、ひとり親家庭、特に母子家庭は経済的に厳しい状況に置かれています。本市でも、就業支援等によって、ひとり親家庭の子どもに対して経済環境の充実を図る必要があります。

障がいがある子どもに対しては、自立や社会参加に向け、乳幼児期から一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談体制や療育体制を充実させ、保護者が安心して子育てができ、子どもも地域社会で充実した生活を送ることができるような支援が求められています。

このように、様々な保護や支援が必要な子どもたちに、人権の擁護という観点に立った適切な保護と支援が重要です。

■ 施策の基本体系 ■



■ 基本施策の方向性 ■

①障がいがある子どもと家庭への支援

障がいの早期発見、早期療育のため、医療機関や療育機関と密接な連携を図るとともに、各種相談体制の充実や情報提供を行い、障がいがある子どもが、将来社会で自立して生活できるよう、様々な支援をしていきます。

学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の子どもに必要な支援も学校教育と連携しながら、行っていきます。

また、障がいがある子どものいる家庭では、親たちが療育や介護のため、就労が困難になるなどのケースも多いため、必要とする支援が「いつでも、どこでも」受けられるよう、各種の在宅福祉サービスを充実させていきます。

さらに、就学児に対しては、放課後のケアが不可欠であるため障がい児学童保育室の充実を、未就学児に対しては保育所における障がい児保育の充実を図っていきます。

No.	事業名	区事業 分業	事業概要	担当課
1	就学支援委員会	継続	障がいの有無・種類・程度を把握し、どのような教育が適しているか保護者が判断できるよう情報提供するとともに、指導助言を行う。	学校教育課
2	特別支援教育支援員（乙）配置	継続	特別支援学級におけるきめ細かな指導のため、担任の指導補助を行い、児童生徒の生活面の介助など個々に応じた支援を行う支援員を、中丸小、南小、西小、東小、北本中、西中に配置する。	学校教育課
3	身体障害児生活用品扶助	継続	障がいがある子どもに対し、車いす、補聴器等の補装具を交付することにより、身体の欠損または機能の損傷を補い、日常生活や学校生活の向上を図る。	こども課
4	障害児学童保育室運営助成	継続	障がいがある子どもの放課後の生活の場を提供することにより、保護者負担の軽減と児童の社会参加の促進を図る。	こども課
5	教育センター運営事業	継続	不登校児童生徒・言語治療を要する子・保護者への教育相談や、心理カウンセラーによるカウンセリングを行う。	学校教育課
6	㊤親子教室パンダ	継続	3歳児健診後、心身に発達遅れのおそれのある児童及びその保護者等を対象とし、発達を促す係わり方についての相談や助言、遊びの体験を通して、児童の健全育成を図る。	こども課 健康づくり課

No.	事業名	区分業	事業概要	担当課
7	地域子育て支援拠点事業	新規	子育て中の親子が集まる場を提供し、交流や子育てに関する相談、情報提供などを行うことで、安心して子育てができる環境づくりを図る。	こども課
8	障害児保育	継続	保育所における、障がいがある子どもの受け入れ体制を整える。	こども課
9	交流教育促進事業	継続	特別支援学級や特別支援学校等の交流を促進し、ノーマライゼーションの理解を深める。	学校教育課
10	早期療育体制の充実	継続	こども療育センターで、療育年齢を引き下げた早期療育事業を実施する。	こども療育センター
11	障害児地域療育等支援事業	継続	在宅の重症心身障がい児、知的障がい児、身体障がい児の地域における生活を支えるため、地域で療養指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図る。	こども課
12	レスパイトサービスの整備	継続	障がいがある子どもがいる親が必要な時に利用できる一時保護体制を確保し、保護者の安定と障がい児の生活支援を図る。	こども課
13	学校施設整備事業の充実	継続	障がいがある児童生徒が、学校生活を快適に送れるよう、施設・設備を計画的に整備する。	教育総務課
14	ふれあい学級	継続	音楽の演奏など文化活動を通して、障がいがある子どもと障がい者の交流を図る。	北部公民館
15	特別支援教育の充実	継続	学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の子どもに必要な支援を行う。	学校教育課

■ 関連施策 ■

No.	事業名	事業概要	実施機関
1	おもちゃ図書館	障がいがある子どもたちへの遊び場や、保護者の情報交換、交流の場を提供する。	社会福祉協議会

②児童虐待を防止する体制づくり

子どもの虐待について、児童相談所や保育所、学校、地域等で連携を強化し、早期に発見し、適切な対応がとれるような体制づくりに努めます。

また、子育て中の保護者が、不安や悩みを気軽に相談できる体制の整備・充実を図っていきます。

No.	事業名	区分業	事業概要	担当課
1	要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議）	継続	子どもを虐待から守るために、虐待防止対策の検討及び環境整備を行い、虐待を発見したときには速やかに関係機関で協議し、早期対応を図る。	こども課
2	㊤地域子育て支援拠点事業	新規	子育て中の親子が集まる場を提供し、交流や子育てに関する相談、情報提供などを行うことで、安心して子育てができる環境づくりを図る。	こども課
3	㊤育児相談（9か月児育児相談、乳幼児育児相談）	継続	9か月児、乳幼児育児相談を定例で行い、心身の発育発達を把握し、育児相談や栄養指導により不安解消や育児支援を行うとともに、利用者の交流の場を提供する。	健康づくり課
4	あそぼう会	継続	月1回「あそぼう会」を開催して、地域の子どもや保護者との交流を図る。	各保育所
5	保育所長会議	継続	月1回保育所長会を実施して、育児情報の共有を図り、共通認識をもち、日々の保育の中で虐待を発見していく。	こども課
6	学童保育室指導員連絡会	継続	指導員連絡会を実施して、育児情報の共有を図り、共通認識をもち、日々の保育の中で虐待を発見していく。	こども課
7	民生委員・児童委員連絡協議会 児童部会	継続	児童部会及び主任児童委員会を実施して、地域情報の共有を図り、共通認識をもち、日々の民生委員・児童委員活動の中で虐待を発見していく。	福祉課
8	㊤第1子訪問、低体重児訪問・乳児家庭全戸訪問事業	継続	第1子、第2子以降の希望者、里帰り出産で依頼あった人、必要な人、低体重児を保健師、助産師等が訪問し、育児不安や負担感を軽減できるように育児支援する。	健康づくり課

③いじめ、ひきこもりや不登校対策

増加しているいじめ、ひきこもりや不登校などは、学校だけでは解決できない問題ではないため、学校、地域、そして家庭でもお互いが当事者として関心をもち、早期に子どもの視点に立った働きかけを対応していきます。

そのため、相談体制の充実を図るとともに、NPO等と協働し、ひきこもりや不登校の児童生徒が将来への夢と希望をもち、個性・能力に応じた進路を見いだせるような新しい居場所づくりを推進します。

No.	事業名	区分業	事業概要	担当課
1	㊦教育センター運営事業	継続	不登校児童生徒・言語治療を要する子・保護者への教育相談や、心理カウンセラーによるカウンセリングを行う。	学校教育課
2	教育相談推進事業の充実	継続	さわやか相談室相談員等と民生委員・児童委員との連絡協議会の充実を図る。	学校教育課
3	教育相談推進事業の実施	継続	市教育センター、さわやか相談室との連携を深め、いじめ、不登校問題の解決に努める。さわやか相談室の教育相談機能の向上や、相談員の資質向上等を目指した研修会を実施する。	学校教育課
4	ステップ学級（学校適応指導教室）	継続	様々な要因によって登校できなくなった児童や生徒に対し、欠席によって遅れた基礎学力や社会性を補完し、学級に復帰できるよう指導援助する。	教育センター
5	中学校における「学校選択制」の実施	継続	児童生徒の思いや願いを生かし、特色ある学校・信頼される学校づくりのために学校選択制を実施する。	学校教育課



④子どもの権利を守る取り組みの推進

すべての子どもには「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」権利があります。社会の一員である子どもを個人として認めて、子どもの権利を保障するために、「児童権利条約」や「北本市児童憲章」の理念を普及・啓発し、次代を担うすべての子どもたちが、元気で自分らしく成長できる環境づくりを推進します。

No.	事業名	区分業	事業概要	担当課
1	児童保護相談の充実	継続	児童の人権を守るため、保護の必要な児童のいる家庭の相談等に応じる。	こども課
2	里親制度の登録促進	継続	家庭に恵まれない子どもたちの生活を支え、人権を守るため、里親の登録を啓発する。	こども課
3	児童権利条約の普及・啓発	継続	「広報きたもと」・「きたもと教育だより」・「PTA家庭教育学級」等により、広く市民に対して児童の権利に関する条約の普及、啓発を図る。また、社会科や特別活動の授業において啓発を図る。	学校教育課
4	㊦教育相談推進事業の実施	継続	市教育センター、さわやか相談室との連携を深め、いじめ、不登校問題の解決に努める。さわやか相談室の教育相談機能の向上や、相談員の資質向上等を目指した研修会を実施する。	学校教育課
5	㊦教育相談推進事業の充実	継続	さわやか相談室相談員等と民生委員・児童委員との連絡協議会の充実を図る。	学校教育課
6	人権教育の推進	継続	基本的人権の尊重精神に基づいた、人権意識の高揚を促進する。	協働推進課 学校教育課 生涯学習課

2 子どもがたくましく心豊かに育つまち

2-1 生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

■ 現況と課題 ■

平成20年（2008）5月1日現在の市内の小中学校の児童生徒数は5,715人で、この5年間で約1割減少しています。

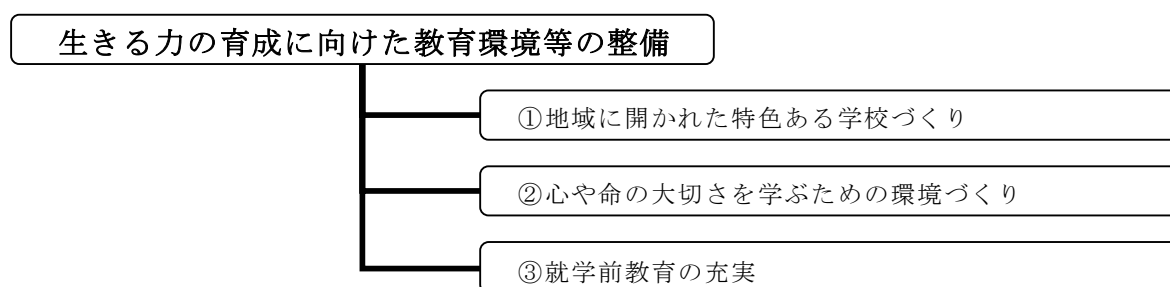
少子化は、子どもが社会性や自主性を身につける機会の減少や子どもへの過干渉・過保護といったマイナス側面をもたらす反面、一人ひとりの子どもの充実した教育機会の増加をもたらしています。しかし、長引く不況の中、雇用状況の悪化による終身雇用制の崩壊やニート（学校にも行かず働いていない人）の増加などが社会全体に大きな影響を与えており、子どもたちも将来に夢や希望をもてなくなるなど、学習意欲の低下が指摘されています。

また、学校週5日制となり、学力低下に不安を感じている保護者も多く、小学生の保護者の悩みや不安では「子どもの教育に関すること」に対する割合が高くなっていることが、子育てに関するアンケート調査からもうかがえます。

このような状況の中で、次代の担い手である子どもが、活気にあふれた学校生活を送り、社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、確かな学力と社会性のある「生きる力」を伸ばしていくことが重要な課題であると考えられます。そのための就学前教育との連携による、一貫性のある教育体制も求められています。

さらに、少子化により、兄弟姉妹の少ない中で育った世代が家庭を築き、乳幼児とのふれあい経験がないまま親となる人が増加しています。子育てについて考える機会をもつためにも、乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みが必要です。

■ 施策の基本体系 ■



■ 基本施策の方向性 ■

①地域に開かれた特色ある学校づくり

家庭や地域とともに児童等を育てていくという視点に立って、学校の教育活動について家庭や地域社会に情報提供を行い、保護者や地域の人々との意思疎通を十分に図り、学校への理解を促進します。

そのため、保護者や地域の人々の支援を積極的に受け入れるとともに、児童等を含めた地域住民が遊びやその他のスポーツ・文化活動等を行う場として活用できるよう、校庭、体育館、図書館、コンピュータ教室等の学校施設を積極的に開放します。

また、少人数学級によるきめ細やかな指導や、学習指導方法の改善、学校施設・設備の整備などにより、学力の向上とともに、心も体も健やかに育つ環境を整えていきます。

No.	事業名	区事業 分業	事業概要	担当課
1	少人数学級推進	継続	市費採用による臨時教員を配置し、小学校1・2年生学級を30人程度の編制にし、きめ細かな学習指導を行う。	学校教育課
2	学校図書館指導員配置	継続	市内全小中学校へ学校図書館指導員を配置し、人のいる温かみのある図書館の創造及び読書センター、学習センター、情報センターとしての学校図書館の充実を図る。	学校教育課
3	㊤教育センター運営事業	継続	教育センター研究協力員（教員）によるカウンセリング技法、若手・中堅教員研修会開催により指導力の向上を図る。	学校教育課
4	教育振興備品の整備・充実	継続	図書及び教科等の備品の購入により、小中学校における学校図書館蔵書、各教科等教育振興備品の整備・充実を図る。	教育総務課
5	学校教育活動全体を通じた読書指導の推進	継続	学校図書館資料の整理と充実を図る。また、学校図書館開放を通して地域に開かれた学校図書館づくりを推進する。	学校教育課
6	学習指導方法改善の研究委嘱事業	継続	各教科等の指導方法の改善のための実践的教育研究を委嘱する。	学校教育課
7	先進的教育の研究奨励	継続	教員の資質・指導力の向上を目指した個人研究を奨励する。	学校教育課
8	中学校部活動と地域との連携推進と外部指導者の導入	継続	地域の人材の専門性を活用し、生徒の多様なニーズに対応した部活動の充実を図る。	体育課

No.	事業名	区分業	事業概要	担当課
9	環境教育の充実	継続	環境教育副読本等を活用した環境教育を推進する。また、学校における牛乳パックの回収等、循環型環境教育を推進する。	学校教育課
10	学習指導方法改善	継続	ティームティーチングの充実、外部からの指導者の導入、インターネットの活用など、個々の児童生徒の実態に応じたきめ細やかな学習指導方法を工夫する。	学校教育課
11	小学校での体験農場における勤労体験活動	継続	全小学校において、地域と連携した勤労体験学習の推進を図る。	学校教育課
12	体力向上推進事業	継続	体力向上推進委員会及び研究発表会等を通して、体力向上活動の充実を図る。	体育課
13	国際理解教育の推進	継続	英語教育の充実、小学校での外国語活動の推進などを通し、国際社会の一員として行動できる児童生徒を育成する。	学校教育課
14	情報教育の推進	継続	コンピュータ活用能力の向上を図り、情報を主体的に選択するなど情報通信技術（ICT）の進展に対応できる能力と態度を育成する。	学校教育課
15	環境教育の推進	継続	環境への理解を深め、環境を大切にする姿勢を育て、より良い環境の創造のために主体的に行動することができる児童生徒を育成する。	学校教育課
16	福祉教育の推進	継続	福祉社会の実現を目指し、ともに豊かに生きていこうとする力や、社会福祉に関する問題を理解し、解決する力を身につける。	学校教育課
17	キャリア教育・進路指導の充実	継続	自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持って、自分の意思と責任で主体的に進路を選択することができるように、指導を充実する。	学校教育課

②心や命の大切さを学ぶための環境づくり

次代の親となる社会性や豊かな人間性を育むために、保育所での中学生等と保育児童とのふれあい体験などを通じて、家庭の大切さや子どもを生き育てることの意義を理解し、将来の子育てにつながる取り組みを推進します。

また、道徳教育や福祉ボランティア活動により、他の人を思いやることのできる優しい心の育成を図ります。

No.	事業名	区事分業	事業概要	担当課
1	保育所での中学生や妊産婦（夫）の体験教室の実施	継続	小さい子どもと接する機会の少なくなった子どもたちを、保育所に受け入れ、一緒に遊んだり、生活をする中で小さい子どもとのふれあいを推進する。	こども課
2	中学校での福祉施設訪問による福祉体験の推進	継続	特別活動や総合的な学習の時間の職場体験・福祉体験として実施する。	学校教育課
3	福祉・交流教育の推進	継続	地域や施設において、高齢者や障がいがある子どもとの交流を図る。	学校教育課

■ 関連施策 ■

No.	事業名	事業概要	実施機関
1	彩の国ボランティア体験プログラム	夏休みを中心に、総合福祉センター、その他の福祉施設でのボランティア活動や福祉体験等を実施する。小学生から大人まで、自分の興味のあることを時間に合わせて体験を行い、他人を思いやることのできる優しい心の育成を図る。	社会福祉協議会

③就学前教育の充実

保護者の多様なニーズに対応した、私立幼稚園の預かり保育や各種事業の充実を図るとともに、豊かな情操・想像力・社会性が身に付く幼児教育の充実に努めます。

そのため、保育所・幼稚園及び小学校が連携し、相互交流を促進することにより、一貫した教育体制を充実させるとともに、保育所や幼稚園の情報を積極的に提供します。

また、個性や発達段階に応じた的確な指導が行われるように、各種研修の実施により、指導者の資質の向上を図ります。

さらに、幼児教育特区として2歳児の幼稚園入園を促進し、幼児教育を充実させます。

No.	事業名	区分 事業	事業概要	担当課
1	幼稚園就園奨励	継続	幼稚園に就園している家庭の経済的負担を軽減し、幼稚園教育を支援するため、市内に住所を有する人で、満3歳～5歳児を幼稚園に通園させている保護者に、市民税所得割額に応じ、補助金を給付する。	学校教育課
2	保育所・幼稚園及び小学校との交流促進	拡充	保育所・幼稚園及び小学校児童の相互交流を促進する。また、教職員や保育士の合同研修会を開催するなど、指導者等の交流を促進する。また、県の幼保小連携に関する研究事業の委嘱を受け、協議会を立ち上げて合同の研修会等を実施する。	学校教育課 こども課
3	指導者の資質向上	継続	各種研修の実施により、保育士等の子育てについての知識の普及及び技術の向上を図る。	こども課
4	年齢別保育の充実	継続	子どもの発達段階に応じて、適切な保育を行うため、適正な保育士の配置による年齢別保育の充実を図る。	こども課
5	読書活動	継続	北本子どもの本を楽しむ会・北本市子ども文庫連絡会の協力を得て、子どもにとって良い本やお話を多くの親子に読み伝える。	中央図書館

2-2 児童の健全育成

■ 現況と課題 ■

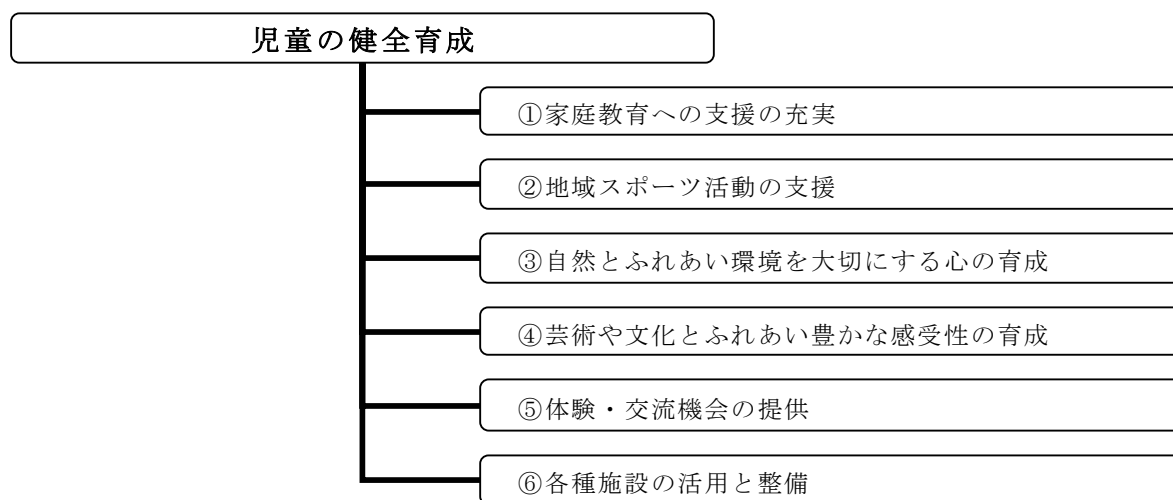
本市では、6歳未満の子どもがいる家庭の8割以上は核家族という状況がみられ、県内でも核家族が多い市といえます。この他、女性の社会進出や少子化など急激な社会構造の変化に伴って、家庭環境は大きく変貌しており、家庭教育の重要性が改めて問い直されています。

子育ての基本は家庭にあり、学校教育ではなしえない、親子のふれあい・兄弟姉妹の関わり・祖父母との交流の中で得た知識や創造性・自主性、家族を想う心など、日常生活で自然と身につけてきた教育も、今では大きく様変わりしています。また、近隣とのふれあいや同世代の交流の希薄化によって、子育ての悩みや不安をもっている親も少なくありません。

このような状況の中、親としても家庭における教育のありかたについての認識を正し、子どもの成長とともに親自身が成長していく必要があります。

また、心身ともに調和のとれた人間として成長し、他人を思いやる心や豊かな人間性を育てていくため、多くの人々との関わりの中で、自然体験や、芸術・文化体験、スポーツなどの遊びや学習を通じて、子どもの発達段階に応じた多様な体験機会の提供を図ることが重要です。

■ 施策の基本体系 ■



■ 基本施策の方向性 ■

①家庭教育への支援の充実

親が、子育ての社会的意義を学ぶとともに、子育てに関する知識や技術を身につけることができるよう、様々な学習機会の提供を行います。

また、子育てに様々な悩みを抱える親に対しては、子育ての情報を提供したり、相談体制を充実させていきます。

No.	事業名	区事業 分業	事業概要	担当課
1	㊦教育センター運営	継続	教育相談員・指導員・言語指導員による教育相談、教育センター要覧等の発行を行う。	学校教育課
2	子育て講座	継続	小学1年生になる児童の保護者、中学へ入学する子どもの保護者、妊娠中の女性及び配偶者等を対象として、子どもの年代にあわせた接し方等について学ぶ講座を開催する。	生涯学習課
3	ブックスタート	継続	乳児健診の際、赤ちゃんの成長に大切な親子のふれあいやコミュニケーションについて、メッセージを伝えながら絵本を配布することにより、子育て支援、生涯学習の推進を図る。	こども課 中央図書館 ボランティアグループ
4	㊦地域子育て支援拠点事業	新規	子育て中の親子が集まる場を提供し、交流や子育てに関する相談、情報提供などを行うことで、安心して子育てができる環境づくりを図る。	こども課
5	産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業	新規	妊娠中または出産後で体調不良等により、家事をする人がいない家庭に対し、ヘルパーを派遣して家事援助を行い、子育てができる環境づくりを図る。	こども課
6	マタニティセミナー・沐浴実習の充実	継続	子育てに関する知識や技術を学ぶため、マタニティセミナーや沐浴実習を継続的に開催し、育児に関する様々な学習機会の充実を図る。	健康づくり課

②地域スポーツ活動の支援

子どもの体力が低下傾向にある中、恵まれた自然の中で子どもがスポーツに親しむことのできる主体性を育み、心身の健康の保持増進を図るため、地域でのスポーツ少年団活動やスポーツ教室を中心とした取り組みに対して、支援を行います。

No.	事業名	区事業 分業	事業概要	担当課
1	放課後子ども教室	拡充	子どもを事故・事件から守り安全で安心して活動できる居場所を提供するとともに、地域の教育力を集結して指導に取り組み、子ども同士、子どもと地域、地域内の交流を図る。活動内容：自然体験、文化体験、生活体験、スポーツ活動、レクリエーション活動、昔の遊び等	生涯学習課
2	スポーツ・レクリエーション教室・講習会の開催	継続	親子を対象としたスポーツ、レクリエーション教室等の開催により、個々に応じた生涯スポーツ・レクリエーションの基礎を培い、健康体力の増進を図る。	体育課
3	レクリエーション団体の育成・支援及びスポーツ・レクリエーション活動情報提供の充実	継続	体育協会・スポーツ少年団、レクリエーション協会の育成・支援及びスポーツ・レクリエーション等の情報提供の充実を図る。	体育課
4	コミュニティ活動と連携したファミリースポーツ活動等の推進	継続	コミュニティ体育祭の開催により、ファミリースポーツ活動の推進を図る。	体育課
5	あそびの学校	継続	「つくって遊ぶ基本に返ろう」等をテーマに様々な自然を題材とした親と異年齢児での共同体験学習を実施する。	青少年育成市民会議 生涯学習課

③自然とふれあい環境を大切にする心の育成

本市の公園や緑地、樹林地、農地、生産緑地などの豊かな緑を守るため、身近な自然の観察会や学校でのビオトープづくりを通して、自然環境を大切にする意識の向上を図り、身近に自然と楽しめる環境づくりに取り組みます。

No.	事業名	区事分業	事業概要	担当課
1	㊦放課後子ども教室	拡充	子どもを事故・事件から守り安全で安心して活動できる居場所を提供するとともに、地域の教育力を集結して指導に取り組み、子ども同士、子どもと地域、地域内の交流を図る。活動内容：自然体験、文化体験、生活体験、スポーツ活動、レクリエーション活動、昔の遊び等	生涯学習課
2	自然や環境の保全を図る学習機会の充実	継続	環境保全に対する認識と理解を深めるための学習機会と情報提供の充実を図る。	学校教育課 都市計画課 こども課
3	トラスト基金	継続	貴重な谷津の自然を守るため北本市高尾宮岡ふるさとのみどりのトラスト基金に継続して積立を行う。	みどり環境課
4	㊦あそびの学校	継続	「つくって遊ぶ基本に返ろう」等をテーマに様々な自然を題材とした親と異年齢児での共同体験学習を実施する。	青少年育成市民会議 生涯学習課

■ 関連施策 ■

No.	事業名	事業概要	実施機関
1	親子ミニキャンプ	地域住民親子の親睦を目的とし、野外活動センターキャンプ場にて、テント張り、食事づくりの体験などができるミニキャンプを実施する。	中央地域コミュニティ委員会
2	埼玉県自然学習センターの講座や季節のイベント	自然について学習し、理解を深めるため、年間を通じ、また季節に応じて各種観察会など様々な自然に関するイベントを実施する。	埼玉県

④芸術や文化とふれあい豊かな感受性の育成

市内には、「石戸蒲ザクラ」と「範頼伝説」をはじめとし「下宿遺跡」など、多くの歴史的資産が残されています。豊かな人間性を育み、個性豊かな人間性を育てていくため、先人たちが築きあげてきた文化と歴史を学習理解します。

また、自主的な芸術・文化活動や交流の機会を設け、新たな文化の創造と発信を目指して、文化・芸術活動を推進します。

No.	事業名	区事業分業	事業概要	担当課
1	範頼伝説を活用した芸術・文化活動の促進	継続	地域に根ざした芸術・文化活動を促進するために、石戸蒲ザクラや範頼伝説をモチーフとした地域学習や芸術活動、シンポジウム等を開催する。	政策推進課 生涯学習課
2	㊦放課後子ども教室	拡充	子どもを事故・事件から守り安全で安心して活動できる居場所を提供するとともに、地域の教育力を集結して指導に取り組み、子ども同士、子どもと地域、地域内の交流を図る。活動内容：自然体験、文化体験、生活体験、スポーツ活動、レクリエーション活動、昔の遊び等	生涯学習課
3	芸術文化事業の充実	継続	すぐれた芸術文化に親しみ、情操教育を推進するため、市民文化祭や自主文化事業を開催する。	生涯学習課 公民館
4	芸術・文化団体の育成と支援	継続	芸術・文化の振興と生きがいを図るため、芸術・文化団体の育成と支援を行う。	生涯学習課
5	市の「木」及び「花」を生かした事業の推進	継続	市の木「桜」、市の花「菊」をテーマにしたイベントの開催や、「さくらまつり」、「きくまつり」を開催する。	都市計画課
6	㊦石臼体験学習	継続	郷土学習（石臼学習）体験学習（手打ちうどんづくり）を通し、食文化を知り郷土への愛着を高める。	コミュニティセンター 西小学校
7	郷土芸能の保存と育成	継続	郷土芸能の後継者を育成するとともに、新しい時代に向けた郷土芸能の振興活動等について支援する。	生涯学習課

No.	事業名	区分事業	事業概要	担当課
8	北本太鼓かばざくら	継続	北本がふるさとなる子どもたちに新しい文化・伝統を受け継ぐために、大人子ども男女により構成。練習、演奏等により交流を図る。	青少年育成市民会議 生涯学習課
9	北本トマトイメージキャラクター着ぐるみの貸出	新規	子ども達に人気がある「北本トマトイメージキャラクター着ぐるみ」について、イベント等への貸出を行う。	産業振興課

⑤体験・交流機会の提供

子どもが、様々な体験や交流を通して、自主性や社会性を身につけるとともに、伸び伸びと育つよう、各種体験や交流の機会の提供を行います。

No.	事業名	区分事業	事業概要	担当課
1	子どもビデオシアター	継続	幼児・園児・小学生低学年を対象として、子ども向けビデオを上映し、健全育成を図る。	学習センター
2	㊦「市民大学きたもと学苑」小学生向け田舎料理	継続	料理を通して、地域社会の子どもたちを結びつけることを目的として、市内小学生を対象に、講師、スタッフの指導のもと、料理をつくり食べる講座を開催する。	生涯学習課
3	七夕まつり	継続	中丸コミュニティ委員会圏域に在住の幼児及び青少年（小学6年生ぐらいまでが中心）を対象に、地域社会と子どもたちを結びつけるため、「まこもの馬づくり」「笹の飾りつけ」「昔の遊び」「折り紙教室」「ビンゴゲーム」「フリーマーケット」等を実施する。	中丸公民館
4	西部コミュニティ七夕まつり・親子たこあげ大会	継続	西部公民館地域の幼稚園児～小学低学年の親子を対象に、適切な遊び、親子のきずなと地域のコミュニケーションを深める場を提供し、健全な育成を図るため、七夕祭りやたこあげ大会を開催する。	西部公民館 西部コミュニティ委員会

No.	事業名	区分業	事業概要	担当課
5	子ども映画館	継続	小学生以下を対象に、映画に親しみ豊かな心を養うことを目的とし、公民館の視聴覚室を利用して、子ども映画館を開催する。	東部公民館
6	㊦石臼体験学習	継続	郷土学習（石臼学習）体験学習（手打ちうどんづくり）を通し、食文化を知り郷土への愛着を高める。	コミュニティセンター 西小学校
7	親子もちつき大会	継続	本町・西高尾地域内の幼児～小学生～保護者を対象に、伝統に親しみ、地域の大人とふれあう、もちつき大会を開催する。	コミュニティセンター
8	㊦放課後子ども教室	拡充	子どもを事故・事件から守り安全で安心して活動できる居場所を提供するとともに、地域の教育力を集結して指導に取り組み、子ども同士、子どもと地域、地域内の交流を図る。活動内容：自然体験、文化体験、生活体験、スポーツ活動、レクリエーション活動、昔の遊び等	生涯学習課
9	国際理解学習・交流事業の推進	継続	国や埼玉県青年海外派遣事業を推進し、豊かな国際感覚を養い、国際理解と国際協調を図り、国際化社会に対応する学習機会の推進を図る。	生涯学習課
10	国際交流ラウンジ委員会	継続	学習センターに国際交流ラウンジを設け、幅広い年齢を対象とした異文化の交流を行う。	学習センター
11	㊦福祉・交流教育の推進	継続	地域や施設において、高齢者や障がいがある子どもとの交流を図る。	学校教育課
12	社会教育施設等訪問による体験学習の推進	継続	社会教育施設等を訪問し、学校教育と連携した体験学習の推進を図る。	学校教育課
13	東間・深井コミュニティまつり	継続	東間・深井地域の親子が集い、芸術、音楽・グラウンドゴルフ・綱引き等を実施して交流を図る。	北部公民館

■ 関連施策 ■

No.	事業名	事業概要	実施機関
1	㊦地域コミュニティにおける催し	地域親子の親睦を図ることを目的として、うどんづくりやもちつき大会など、様々な催しを開催する。	各地域コミュニティ委員会
2	子ども文庫	子どもたちに読書の喜びをあたえるため、本の貸し出しや講演会や交流会、お話会、読み聞かせなどの文庫活動を行う。	北本市子ども文庫連絡会
3	㊦彩の国ボランティア体験プログラム	夏休みを中心に、総合福祉センター、その他の福祉施設でのボランティア活動や福祉体験等を実施する。小学生から大人まで、自分の興味のあることを時間に合わせて体験を行い、他の人を思いやることのできる優しい心の育成を図る。	社会福祉協議会

⑥各種施設の活用と整備

保育所、幼稚園、小学校・中学校、公民館、文化センター、公園等の各種の公共施設を十分に活用し、子どもの居場所づくりや体験・交流拠点として整備を図ります。

No.	事業名	区事業 分業	事業概要	担当課
1	児童福祉施設の整備	継続	子育て支援を推進するため、児童館を整備する。	こども課
2	子ども公民館事業の充実	継続	生涯学習の観点から、子どもの時から公民館事業等に参加してもらおう場と機会の提供として、子ども公民館の充実を図る。	公民館
3	図書館資料の整備・充実	継続	図書館の施設や資料の整備・充実を図る。地区公民館においても分館機能をもたせ資料の整備・充実を図る。	中央図書館
4	おはなし会	継続	図書館と北本子どもの本を楽しむ会のボランティアが、図書館・公民館（分室）を使って、親子に良い本を読み聞かせるおはなし会を実施する。	中央図書館
5	㊦あそびの学校	継続	「つくって遊ぶ基本に返ろう」等をテーマに様々な自然を題材とした親と異年齢児での共同体験学習を実施する。	青少年育成市民会議 生涯学習課

No.	事業名	区分事業	事業概要	担当課
6	㊦地域子育て支援拠点事業	新規	子育て中の親子が集まる場を提供し、交流や子育てに関する相談、情報提供などを行うことで、安心して子育てができる環境づくりを図る。	こども課
7	野外活動センターの活用促進	継続	野外活動センターの施設を学校や社会教育施設の事業として活用し、仲間づくりの推進に努める。	野外活動センター



3 子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまち

3-1 子育てを支援する生活環境の整備

■ 現況と課題 ■

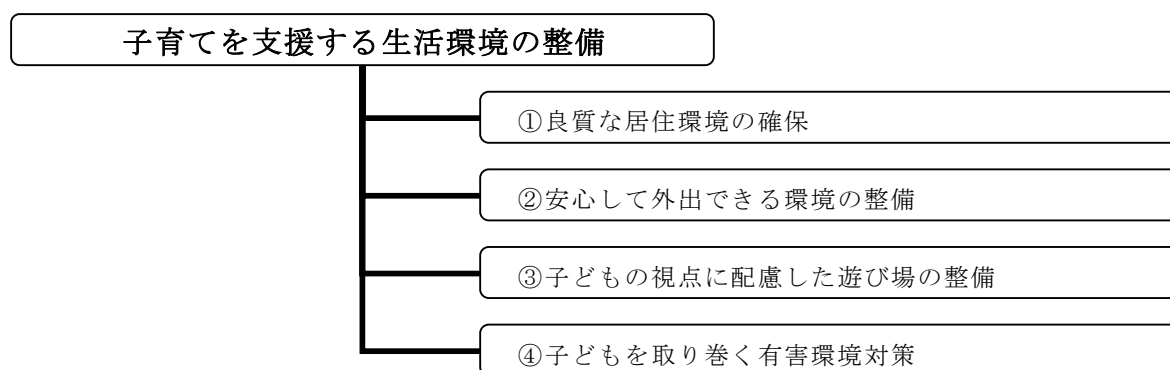
子どもを健やかに生み育てるためには、伸び伸びと活動できる生活空間が必要です。そのためには、子育てを担う若い世代に対し適切な住宅が供給され、ゆとりのある住環境と子育てに優しい快適な生活環境の整備が望まれます。

また、子育て中の家族が子どもと安心して移動するためには、安全で歩きやすく交通事故の心配のない歩道や休息の場、ベビーカーが快適に通れるための段差の解消、散策できる小道の整備も必要です。

子どもの遊びは時代とともに変化してきました。特に少子化が進む現在、周辺に同年代の子どもが少なくなることによって地域の中で孤立化したり、屋外で遊ぶことが少なくなっています。

今回のニーズ調査からも、身近な遊び場や雨の日に遊べる場所が欲しいという意見が多くみられ、子ども同士の交流の場、社会性を育てる場として公民館や公園、広場、スポーツ施設等について子どもの視点に立った運営と施設整備が必要です。

■ 施策の基本体系 ■



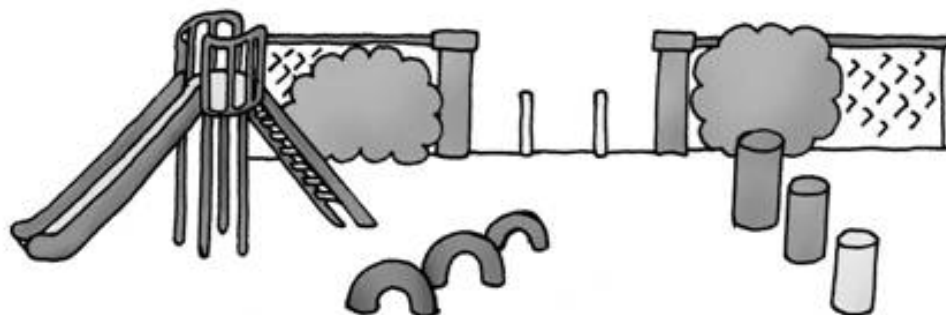
■ 基本施策の方向性 ■

①良質な居住環境の確保

子育てがしやすい住環境を確保するため、良好な住宅市街地の総合的な整備を推進します。

環境の美化運動、住宅情報の提供、住宅改修に対する助成等に努め、子どもが伸び伸びと成長でき、家族みんながゆとりと豊かさを実感できる居住環境の整備を進めます。

No.	事業名	区事分業	事業概要	担当課
1	北本市ごみ減量等市民会議	継続	北本市ごみ減量等推進市民会議が中心になって、環境ホルモンの影響や、その他人間にあたる影響について啓発活動を図る。	くらし安全課
2	環境美化運動	継続	自治連合会を通じ、「清潔で明るいまちづくり」を目指し、各自治体単位で地区内を清掃し、健康で住みよい快適な生活環境づくりを推進する。	くらし安全課
3	花いっぱい推進事業の充実	継続	地域コミュニティ等に花苗の配布を実施する。	都市計画課 学校教育課
4	自然環境の保全	継続	子どもたちが安心して生活できる自然環境の保全を図る。	みどり環境課
5	土地区画整理事業の推進	継続	ゆとりとうるおいのある安心して暮らせる住環境を整備する。	都市計画課
6	木造住宅の耐震診断と耐震補強助成制度	継続	昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震診断と、工事費の一部助成を行う。	建築開発課



②安心して外出できる環境の整備

子どもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して暮らす視点に立った、安全に通行できる道路の段差の解消や、公共施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化などを進めていきます。

さらに、公共施設には、子ども連れで利用しやすいトイレやベビーベッド、授乳室などの設置を検討していきます。

No.	事業名	区事業 分業	事業概要	担当課
1	道路の整備	継続	子どもや子ども連れが安心して通行できるよう歩道の整備や、段差の解消等、交通安全対策を推進する。また、防犯、防災対策等の施策の充実を図る。	道路課
2	公共施設の整備	継続	高齢者・障がい者等が暮らしやすいまちづくりを推進するため、「埼玉県福祉のまちづくり条例」の普及、啓発に努める。また、子どもや子ども連れの利用に配慮し、公共施設の整備・充実を図る。	福祉課 文化センター 建築開発課
3	「心のバリアフリー」の啓発	継続	母子健康手帳の交付時に、妊産婦に対してマタニティーキーホルダーを配布するなど、妊産婦等への理解を深める取り組みを進める。	健康づくり課



③子どもの視点に配慮した遊び場の整備

子どもたちが伸び伸びと遊べるよう、子どもの視点に立った身近な公園の整備を行います。発達段階に応じ、就学前児童のためには、遊具の設置を行い、小学生以上のためには、思い切り遊べる広場の整備を行います。

また、身近にある自然環境を生かし、川辺や雑木林、湧水などの保全を行い、子どもたちが、自然とふれあう機会を育てます。

雨の日の遊び場確保のため、既存の文化センターや公民館の有効活用を図るとともに、児童館の整備に努めます。

No.	事業名	区事分業	事業概要	担当課
1	子ども広場	継続	土地所有者の協力により無償で提供していただいた土地に広場を設置し、地区の子どもの遊び場として活用する。	くらし安全課
2	公園の安心で安全な場所の提供	継続	遊具の定期点検等を行い、安心して遊べる遊具や場所の確保を図り、健康な体力づくりや社会への順応性を伸ばす。また、安全で安心して利用できる憩いの場所の提供を行う。	都市計画課
3	㊦地域子育て支援拠点事業	新規	子育て中の親子が集まる場を提供し、交流や子育てに関する相談、情報提供などを行うことで、安心して子育てができる環境づくりを図る。	こども課

④子どもを取り巻く有害環境対策

性や暴力に関する過激な情報等の有害な環境を排除するため、地域と学校・家庭が連携して、関係業界に対する自主規制の働きかけを行い、子どもにとって良好な環境づくりを目指します。

No.	事業名	区事分業	事業概要	担当課
1	違反簡易広告物撤去事業	継続	違反簡易広告物の撤去を行い、子どもにとって良好な環境づくりを推進する。	道路課

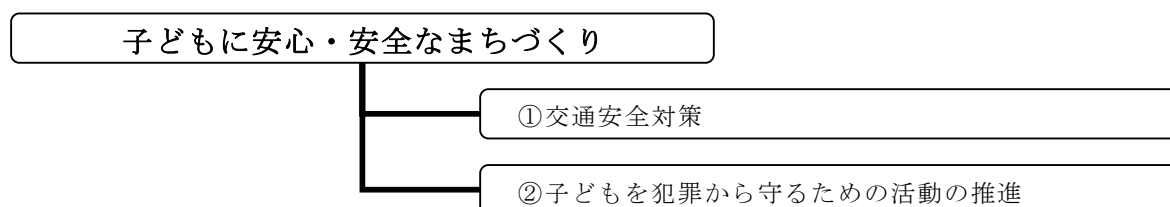
3-2 子どもに安心・安全なまちづくり

■ 現況と課題 ■

子どもが巻き込まれる事件や事故が多発していることもあり、アンケート調査の自由記述では、犯罪の被害や交通事故を懸念する意見が寄せられました。また、学校や保育所、幼稚園における防犯体制も心配されています。

子どもを交通事故や犯罪の被害から守り、安全を確保するためには、警察を始めとする関係機関と一体となって地域ぐるみで協力し、市全体で防犯・安全体制を強化していく必要があります。

■ 施策の基本体系 ■



■ 基本施策の方向性 ■

①交通安全対策

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校等関係機関が連携、協力体制を強化し、子ども及び子育て家庭等を対象とした体験型の交通安全教育及びチャイルドシートについての普及啓発活動等を積極的に展開し、交通安全に対する意識の啓発、高揚を図ります。

No.	事業名	区分業	事業概要	担当課
1	交通安全教育教室	継続	新入学童一年生に交通安全教育を、警察、交通安全母の会、交通指導員等の協力により実施する。	各小学校
2	自主防犯巡回活動	拡充	地域防犯推進委員や地域住民による自主防犯団体と連携して、犯罪のないまちづくりを進める。	くらし安全課
3	交通安全・防犯のつどい	継続	本町西高尾コミュニティ委員会と共催で、交通安全・防犯のつどいを実施し、交通安全、防犯意識の向上を図る。	コミュニティセンター

②子どもを犯罪から守るための活動の推進

子どもを犯罪の被害から守るため、地域においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティアなどと連携し、地域の安全点検や安全マップの作成、犯罪の発生状況等の情報を子育て家庭に提供していきます。

また、地域一体となって、子どもの緊急避難場所となる「子ども110番の家」の設置や防犯パトロールを推進し、地域全体で子どもたちを見守る体制を推進します。

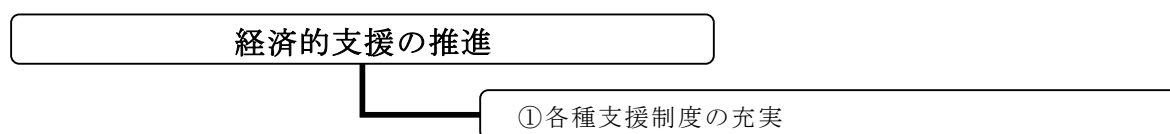
No.	事業名	区事分業	事業概要	担当課
1	北本安全情報の提供	継続	防犯意識を高めるため、また、地域ぐるみによる防犯活動を促進するため、犯罪や防犯対策などの情報を提供する。	くらし安全課
2	㊦自主防犯巡回活動	拡充	地域防犯推進委員や地域住民による自主防犯団体と連携して、犯罪のないまちづくりを進める。	くらし安全課
3	市役所に防犯担当職員を配置	継続	犯罪の増加に歯止めをかけ「安全・安心のまち北本市」を実現するため、くらし安全課に交通・防犯担当を配置する。	くらし安全課
4	警察OBパトロール隊	継続	北本市在住の警察OBを「防犯アドバイザー」として委嘱し、毎月2回小学校周辺を中心に防犯パトロールを行うほか、独自のパトロールを実施し、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを推進する。	くらし安全課
5	㊦交通安全・防犯のつどい	継続	本町西高尾コミュニティ委員会と共催で、交通安全・防犯のつどいを実施し、交通安全、防犯意識の向上を図る。	コミュニティセンター

3-3 経済的支援の推進

■ 現況と課題 ■

少子化の大きな要因の一つとして、子育てに要する経済的負担の拡大があると思われます。安心して子育てができる環境を整備するためには、子育てに関わる経済的負担を軽減するための様々な支援が必要とされています。とりわけ、ひとり親家庭に対しては、経済的支援を行うなどの自立促進施策を進めます。また、病気や障がいがある子どもに対しても、柔軟な対応と経済的な育児支援が重要です。

■ 施策の基本体系 ■



■ 基本施策の方向性 ■

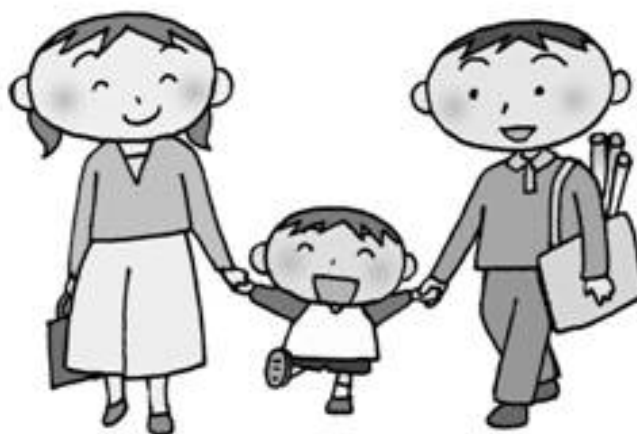
①各種支援制度の充実

児童手当の支給や医療費助成制度のほか、児童の疾病や障がいに応じて様々な支援制度が実施されています。

これらの支援制度の活用と適正な運用を通して、子育てへの経済的支援を推進します。

No.	事業名	区事業 分業	事業概要	担当課
1	児童生徒就学援助扶助（小・中学校）	継続	経済的理由によって就学困難な児童生徒に必要な援助を行う。	学校教育課
2	入学準備金貸付	継続	高校等への入学を希望する生徒の保護者に対して入学準備金の貸付を行う。	学校教育課
3	児童手当支給	継続	小学校修了前までの児童を養育している人に対し、3歳児未満には一律1万円、3歳児以上には第1、2子に5,000円、第3子に1万円を支給する。所得制限有り。（平成22年4月より「子ども手当」として新たな制度となる予定。平成22年度13,000円/月額、平成23年度以降26,000円/月額を予定。）	こども課

No.	事業名	区分業	事業概要	担当課
4	㊤幼稚園就園奨励	継続	幼稚園に就園している家庭の経済的負担を軽減し、幼稚園教育を支援するため、市内に住所を有する人で、満3歳～5歳児を幼稚園に通園させている保護者に、市民税所得割額に応じ、補助金を給付する。	学校教育課
5	㊤ひとり親家庭等医療費助成	継続	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を支給することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	こども課
6	児童扶養手当支給	継続	父母の離婚・父の死亡などにより、主として父と生計を同じくしていない児童の母または養育者に対して手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。	こども課
7	㊤こども医療費助成	継続	医療費の一部を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減し、児童の保健の向上と福祉の増進を図る。	こども課
8	学童保育室保育料の軽減	継続	要・準保護世帯に対して、保育料の軽減を行う。	こども課
9	貸付金制度の啓発	継続	ひとり親家庭等に対して母子福祉資金貸付制度等を周知する。	こども課 社会福祉協議会
10	「パパママ応援ショップ制度」の普及推進	新規	子育て家庭を応援するため「パパママ応援ショップ制度」の普及推進を図る。	こども課



4 仕事と子育てを両立できるまち

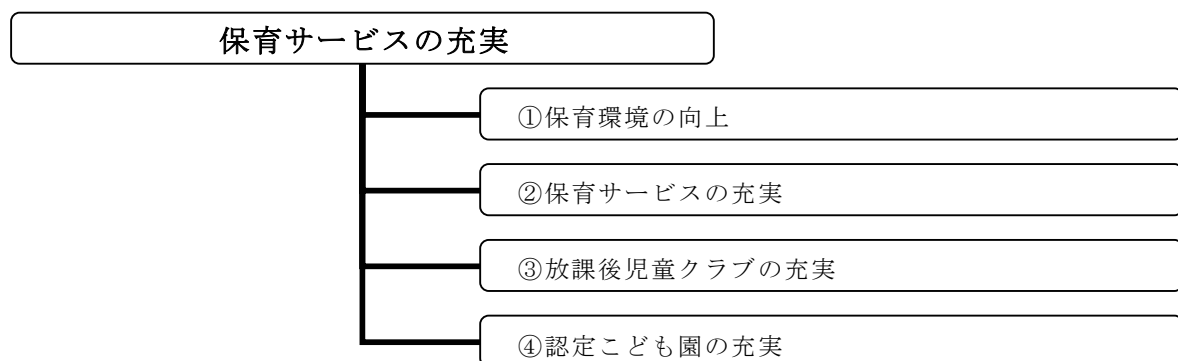
4-1 保育サービスの充実

■ 現況と課題 ■

女性の就労率の上昇や育児休業制度の充実などにより、出産後も就労を継続する傾向が高まってきています。また、経済的理由からも働く母親は増加しており、そのため、保育所への入所希望者は年々増加しています。本市の待機児童数は、平成21年（2009）10月現在、12人となっています。

今後、女性の就労意欲はますます高まることが予想されることから、安心して就労できる子育てしやすい環境づくりのため、学童保育室や保育サービスを引き続き行っていきます。特に、通常保育の定員の拡大と合わせて認定こども園による待機児童の解消、多様化した就労形態に対応できる延長保育や一時預かりなどの特別保育の充実を図ることが重要です。

■ 施策の基本体系 ■



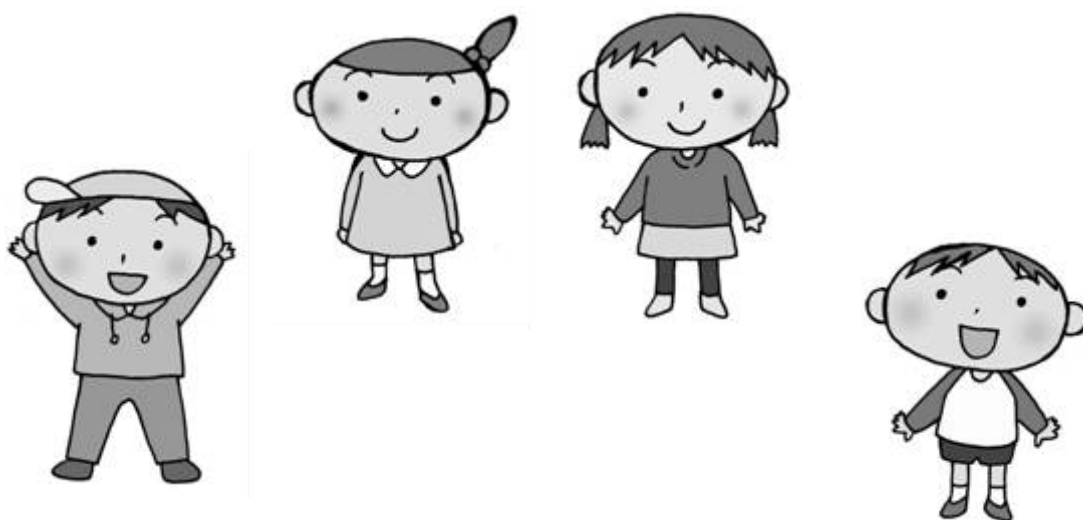
■ 基本施策の方向性 ■

①保育環境の向上

保育所が安心して子どもを預けられる施設となるよう、老朽化した施設の改築を進めます。

また、各保育所と緊密な連携を図り、保育士の資質の向上と専門性を高めるため、研修会の実施を進め、保育サービスの質の向上を図ります。

No.	事業名	区事業 分業	事業概要	担当課
1	中核保育所の整備	新規	今後の保育サービスに対応する中核保育所を整備する。	こども課
2	保育所改築の検討	継続	施設の老朽化が進行しているため、今後の保育ニーズ等をふまえながら、整備を検討する。	こども課
3	㊦指導者の資質向上	継続	各種研修の実施により、保育士等の子育てについての知識の普及及び技術の向上を図る。	こども課
4	㊦年齢別保育の充実	継続	子どもの発達段階に応じて、適切な保育を行うため、適正な保育士の配置による年齢別保育の充実を図る。	こども課



②保育サービスの充実

保育所においては、多様化、個別化しつつある保育ニーズに対応するため、平日や土曜日の保育時間の延長に加え、休日保育、定員の低年齢児枠の拡大を検討します。

また、地域に開かれた保育所を目指し、保育所が拠点となって、子育て支援の展開を図ります。

No.	事業名	区分業	事業概要	担当課
1	公立保育所通常保育	継続	住み慣れたまちで安心して健やかに暮らせるまちを目指して、多様な保育需要に応えることのできる子育て環境の充実を図る。	こども課
2	家庭保育室設置促進	継続	待機児童の解消を図るため、保育児童受入確保の一環として家庭保育室の運営を支援する。	こども課
3	延長保育	継続	就労形態の多様化に対応するため、公立（深井除く）・民間保育所（園）で、19時までの延長保育を実施する。	こども課
4	休日保育	継続	休日の就労や疾病のため、子どもの養育が困難な保護者のため、休日保育の実施を検討する。	こども課
5	乳児保育の充実	継続	地域の保育ニーズを踏まえ、栄保育所・深井保育所及び民間保育所で実施している乳児保育事業を他の公立保育所でも行うことを検討する。	こども課
6	産休・育休明け入所の円滑化	継続	産後休暇明け及び育児休業明けに伴う年度途中入所のニーズに対応するため、条件整備等を検討する。	こども課
7	ステーション保育	継続	市立深井保育所または私立高尾保育園に通う乳幼児を対象に、駅を利用して働く保護者のために、保育所の時間外に子どもを預かり、保育所まで送迎する。	こども課

③放課後児童クラブの充実

保護者の就労などにより、放課後の保育に欠ける児童に対し、その安全を守り、集団生活の中で、協調性や社会性を養い、心身ともに健全な成長を支援する放課後児童対策を行います。

また、障がいがある子どもの保護者の就労支援と、障がいがある子どもの放課後ケアのため、障がい児学童保育を実施します。

No.	事業名	区事分業	事業概要	担当課
1	学童保育室改築	継続	老朽化している学童保育室を既存の公共施設を活用して整備する。	こども課
2	学童保育室運営	継続	保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校低学年児童等の健全な育成を図る。また、多様化する保護者の就労状況に対応できるよう、時間延長を進める。	こども課
3	㊤障害児学童保育室運営助成	継続	障がいがある子どもの放課後の生活の場を提供することにより、保護者負担の軽減と児童の社会参加の促進を図る。	こども課

④認定こども園の充実

増加する保育需要に対応し、待機児童の解消を図るため、幼稚園の土地、建物、職員などの資源を有効活用し、保護者が、保育所、幼稚園の区別なくサービスを選択でき、子どもたちが伸び伸びと小学校入学まで一貫した保育と幼児教育が受けられるよう、認定こども園の充実を図ります。

No.	事業名	区事分業	事業概要	担当課
1	認定こども園の整備	継続	幼稚園が認可保育所等を設置することができる認定こども園制度の整備・充実により、保育所待機児童の解消を図る。	こども課

4-2 職業生活と家庭生活との両立の推進

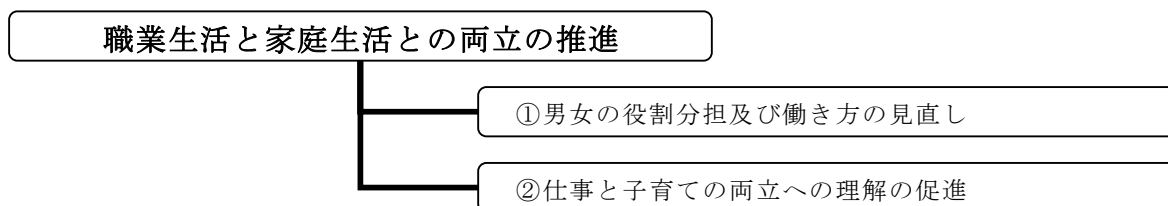
■ 現況と課題 ■

これまでの生活は、家庭生活よりも職場生活が優先され、長時間労働も当然とされてきました。また、職場に進出する女性は増加傾向にありますが、家事、育児、介護などのほとんどを女性が担ってきたのが現状です。

今後は、男性を含めたすべての人々が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるよう「働き方の見直し」を進めることが重要です。そのためには、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等、働きやすい環境を阻害する慣行、その他の諸要因を解消することも必要となります。また、仕事と子育てを両立できる、多様な働き方に対応した子育て支援サービスの充実も課題になってきます。

このため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進する広報・啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に進めていくことが重要です。

■ 施策の基本体系 ■



■ 基本施策の方向性 ■

①男女の役割分担及び働き方の見直し

固定的な性別役割分担や職場優先の意識の改革を始め、子育てと仕事が両立でき、男性が家庭内における自らの役割を自覚し、男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かち合える環境づくりを進めます。

No.	事業名	区分業	事業概要	担当課
1	男女共同参画啓発事業	継続	男女が自らの行き方を主体的に選択し、その個性を能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を実現するため男女共同参画情報誌「シンフォニー」の発行・きたもと男女共生塾の開催などにより、男女共同参画の意識づくり（啓発）を進める。	協働推進課
2	㊦沐浴実習	継続	初めて父親になる人と家族で希望する人に、赤ちゃんのお風呂の入れ方の講習会を実施する。	健康づくり課
3	父親への育児啓発の推進	継続	家庭教育等の講座の中で、父親の子育てへの参加を促進し、子育てに携わる父親のための幼児教育フォーラム、子育てセミナー等を開催する。	生涯学習課
4	父親向けの子育てパンフレット作成・配布	継続	母子健康手帳交付時に初妊婦へ「パパのための子育てガイド」を配布し、家庭での父親の役割や、父子の遊び方について紹介する。	健康づくり課
5	男性の学校行事等への参加促進	継続	学校応援団やおやじの会の活動等を通して、男性の学校行事等への参加を促進する。	学校教育課
6	㊦男性料理教室	継続	育児・家事について夫婦で協力して行うことを推進するため、男性料理教室を開催する。	コミュニティセンター 生涯学習課
7	㊦マタニティセミナー・沐浴実習の充実	継続	子育てに関する知識や技術を学ぶため、マタニティセミナーや沐浴実習を継続的に開催し、育児に関する様々な学習機会の充実を図る。	健康づくり課

②仕事と子育ての両立への理解の促進

男性を含めた働きながら子育てをしている人が、職場において不利な扱いをされることなく、家庭生活と職業生活のバランスがとれる多様な働き方が選択できるよう、法律で定められた子育て休業に関する様々な制度の実施を、事業者に向けて働きかけていきます。

また、安心して家庭を築き、子どもを生み育てるためには経済的に自立した生活への支援が必要となるため、安定就労を促進する対策を行います。

さらに、仕事と子育ての両立のためには、職場だけでなく地域においても、働く母親に配慮した、行事、講座、集会の日時への配慮などを行っていきます。

No.	事業名	区事分業	事業概要	担当課
1	職場環境の改善	継続	労働学院等を開催し、父親が子育てに参加しやすい職場環境づくりに向けた、意識改革を啓発する。	産業振興課
2	労働学院の支援	継続	労働基準法等の労働関係法や社会情勢などについて、正しい理解と認識を高めるため、関係機関と協力し労働関係の講座を支援する。	産業振興課
3	女性の就業機会の拡大や労働条件、労働環境の整備促進	継続	地元商工会を通して、労働者及び企業に対して子育てと仕事の両立支援に向けた啓発活動を推進する。	産業振興課
4	内職相談の実施	継続	家庭外で働くことが困難な人で内職を希望する人に対し、内職に関する相談及び斡旋を行う。	産業振興課
5	求人情報の提供	継続	求職者が身近に求人情報を得られるよう、大宮公共職業安定所に登録している事業者を周知する。	産業振興課
6	認定マーク「くるみん」の普及推進	新規	企業の子育て支援を促進するため、認定マーク「くるみん」の普及促進を図る。	こども課 産業振興課
7	ワークライフバランス水先案内人（アドバイザー）の派遣推進	新規	仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを進めるため、ワークライフバランス水先案内人（アドバイザー）派遣制度の周知に努める。	こども課 産業振興課

5 子どもと子育て家庭をみんなで応援するまち

5-1 地域における子育て支援サービスの充実

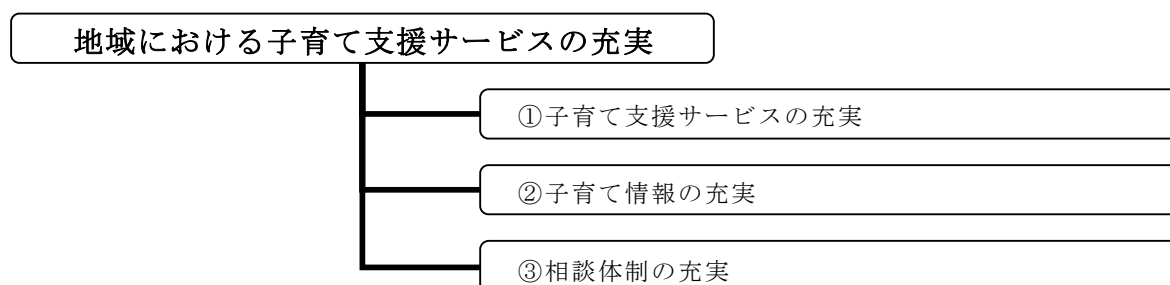
■ 現況と課題 ■

子育ての知識不足、過剰な育児情報、乳幼児とのふれあい経験の乏しさなど様々な要因により、子育てに自信がもてず、家庭の中でひとり子育ての不安を抱え、悩んでいる親が増加しています。そこで、情報提供や相談機能を充実させるとともに、親同士が交流できる場を積極的に提供していくことが重要な課題といえます。

現在、市では地域子育て支援拠点事業やファミリーサポートセンター事業、各種相談事業など、子育て家庭への様々な支援の取り組みが行われています。

今後も、児童の養育支援を進めるため、保育所や幼稚園における子育て支援サービスの充実に努めるとともに、民間の子育て支援サービス事業の支援を充実させていくことが重要です。

■ 施策の基本体系 ■



■ 基本施策の方向性 ■

①子育て支援サービスの充実

育児の孤立化を解消するため、既存施設の有効活用により、親子が気軽に集まり、リフレッシュしたり、育児アドバイスを受けたりできる交流・相談の場の提供を行います。

また、保護者が病気、出産、出張、公的行事への参加等のための不在時など、一時的に家庭での養育が困難な子どもの生活の安定を図り、家庭における子育てを支援するため、様々な支援サービスを充実させます。

No.	事業名	区分業	事業概要	担当課
1	公立保育所一時保育等	継続	保護者の多様な勤務形態から、休日や夜間などの受入れに対応した保育所運営が求められている。特に経済的自立を求めて勤労意欲が高まっている状況から、一時保育をはじめ、病後児保育、リフレッシュ保育など新たな保育ニーズに配慮した施設設備の運営を検討する。	こども課
2	ファミリーサポートセンター	継続	育児の援助を行いたい者、育児の援助を受けたい者を会員として登録し、会員相互による育児の相互援助活動を支援する。	こども課
3	㊦親子教室パンダ	継続	3歳児健診後、心身に発達遅れのおそれのある児童及びその保護者等を対象とし、発達を促す係わり方についての相談や助言、遊びの体験を通して、児童の健全育成を図る。	こども課 健康づくり課
4	㊦ブックスタート	継続	乳児健診の際、赤ちゃんの成長に大切な親子のふれあいやコミュニケーションについて、メッセージを伝えながら絵本を配布することにより、子育て支援、生涯学習の推進を図る。	こども課 中央図書館 ボランティアグループ
5	病後児保育事業	継続	保育所等に通所中の児童が病気回復期にあり、集団保育が困難な場合、施設で一時的預かりを行う。	こども課
6	㊦地域子育て支援拠点事業	新規	子育て中の親子が集まる場を提供し、交流や子育てに関する相談、情報提供などを行うことで、安心して子育てができる環境づくりを図る。	こども課

No.	事業名	区事業 分業	事業概要	担当課
7	育児サークルの育成・支援	継続	育児教室（わんぱく教室）を開催し、教室終了後に育児サークルの立ち上げを支援するとともに、交流会などを通じて「情報提供・情報交換」を行い、育児サークルのネットワーク化と活性化を支援する。	こども課

②子育て情報の充実

子育て応援ガイドの作成・配布とともに、市のホームページを利用し、妊娠期から思春期までの幅広い子育て情報や保健福祉サービスについて情報提供を行います。

さらに、子育てに関する情報の収集や情報提供について、関係機関と連携を図りながら、総合的に把握し、情報の一元化、ホームページを利用した提供等を進めます。

No.	事業名	区事業 分業	事業概要	担当課
1	「きたもと子育て応援ガイド」の作成・配布	新規	市内の遊び場や子育てに関する情報を網羅したガイドブックを作成し公共施設等で配布する。	こども課
2	㊤育児サークルの育成・支援	継続	育児教室（わんぱく教室）を開催し、教室終了後に育児サークルの立ち上げを支援するとともに、交流会などを通じて「情報提供・情報交換」を行い、育児サークルのネットワーク化と活性化を支援する。	こども課
3	㊤地域子育て支援拠点事業	新規	子育て中の親子が集まる場を提供し、交流や子育てに関する相談、情報提供などを行うことで、安心して子育てができる環境づくりを図る。	こども課

③相談体制の充実

子育ての不安を解消し、子どもを健やかに育成するため、関係機関の相談機能の充実を図り、利用しやすい相談体制づくりに努めます。

また、保育所においても、地域の子育て中の親からの育児に関する様々な相談に対し、保育所職員が相談に応じるなど、子育て中の親の悩みや育児不安の軽減を図り、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

No.	事業名	区事分業	事業概要	担当課
1	電話相談及び来所相談の実施	継続	随時子育ての悩みや不安などについて各機関で相談に応じる。相談者の来訪時に、その相談に応じたり、必要に応じ専門機関を紹介する。また、保育所において電話による育児相談を行う。	こども課 健康づくり課 学校教育課
2	㊦教育センター運営事業	継続	不登校児童生徒・言語治療を要する子・保護者への教育相談や、心理カウンセラーによるカウンセリングを行う。	学校教育課
3	㊦育児相談 (9か月児育児相談、乳幼児育児相談)	継続	9か月児、乳幼児育児相談を定例で行い、心身の発育発達を把握し、育児相談や栄養指導により不安解消や育児支援を行うとともに、利用者の交流の場を提供する。	健康づくり課
4	㊦1歳6か月児事後相談	継続	個別相談にて、支援を要する幼児に対する発達を促す係わり方についての助言や相談を行う。	健康づくり課
5	㊦親子教室パンダ	継続	3歳児健診後、心身に発達の遅れのおそれのある児童及びその保護者等を対象とし、発達を促す係わり方についての相談や助言、遊びの体験を通して、児童の健全育成を図る。	こども課 健康づくり課
6	教育センター教育相談の実施	継続	電話相談、来所相談により、子育てや家庭教育等の悩み事に対して所員が相談に応じる。	学校教育課
7	就学に関する相談の実施	継続	就学に関する相談を受け、必要に応じ専門機関を紹介する。	学校教育課
8	相談体制の市民への周知	継続	こども課、学校教育課及び教育センター等で実施している相談業務について、ひとり親家庭等への周知を図る。	こども課 学校教育課
9	㊦第1子訪問、低体	継続	第1子、第2子以降の希望者、里帰り出	健康づくり課

No.	事業名	区分業	事業概要	担当課
	重児訪問・乳児家庭全戸訪問事業		産で依頼あった人、必要な人、低体重児を保健師、助産師等が訪問し、育児不安や負担感を軽減できるように育児支援する。	
10	児童相談所との連携	継続	要支援児童等の相談に対応できるよう、児童相談所との連携を図る。	こども課
11	㊤地域子育て支援拠点事業	新規	子育て中の親子が集まる場を提供し、交流や子育てに関する相談、情報提供などを行うことで、安心して子育てができる環境づくりを図る。	こども課



5-2 地域における子育て支援のネットワークづくり

■ 現況と課題 ■

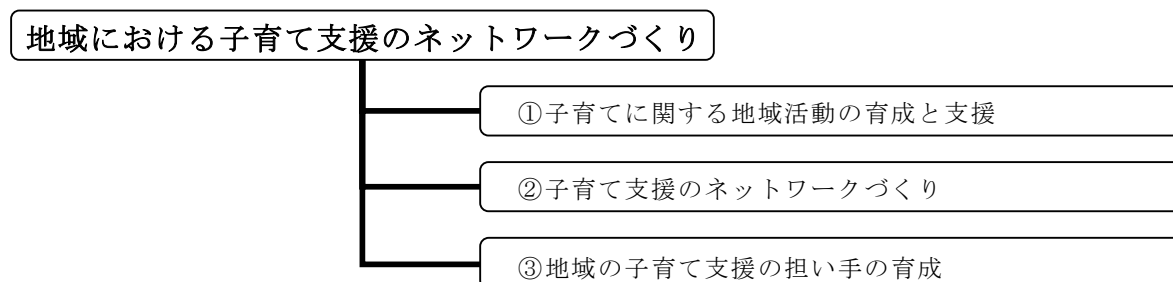
子育てを行っているすべての家庭に対し、質の高い子育て支援サービスを提供し、子育てを社会全体で支えていくためには、まず、自分たちの地域において子育てを支援していくための仕組みづくりが必要です。

現在、市ではボランティアグループやNPOによる子育て支援サービス、自治連合会による防犯パトロールなど、様々な子育てへの支援の取り組みが行われています。

今後、子育てを市民の協力や地域の様々な資源を活用しながら着実に進め、次世代育成の環境を整備するためには、市民・行政・専門機関などが連携するネットワークが様々な人や組織を結び、有機的に機能し発展していくことが重要です。

地域における子育てネットワークをさらに拡大し、きめ細かく充実させることにより、多様な子育てニーズに対応し、市全体で子育て支援ができるような体制をつくる必要があります。

■ 施策の基本体系 ■



■ 基本施策の方向性 ■

①子育てに関する地域活動の育成と支援

子育てに関する住民活動の促進を図り、多様なボランティアグループやNPOを育成していきます。そのため、活動場所の提供や活動助成、情報の提供などに取り組んでいきます。

No.	事業名	区分業	事業概要	担当課
1	地域コミュニティ委員会活動の活用	継続	地域のつながりを強化し、子どもたちが育ちやすい環境をつくるため、地域の子育て経験や知識を活用して、子育て支援を検討する。	くらし安全課
2	社会教育関係団体への支援	継続	自主的な社会教育活動を支援するため、社会教育関係団体を支援する。	生涯学習課
3	青少年ふるさと学習の推進	継続	地域に根ざした個性的な活動を推進し、ふるさと意識の醸成を図る。	青少年育成市民会議 生涯学習課
4	青少年育成市民会議の支援	継続	自主的な青少年健全育成活動を促進するため、青少年育成市民会議を支援する。	生涯学習課
5	㊦ファミリーサポートセンター	継続	育児の援助を行いたい者、育児の援助を受けたい者を会員として登録し、会員相互による育児の相互援助活動を支援する。	こども課
6	㊦地域子育て支援拠点事業	新規	子育て中の親子が集まる場を提供し、交流や子育てに関する相談、情報提供などを行うことで、安心して子育てができる環境づくりを図る。	こども課
7	㊦育児サークルの育成・支援	継続	育児教室（わんぱく教室）を開催し、教室終了後に育児サークルの立ち上げを支援するとともに、交流会などを通じて「情報提供・情報交換」を行い、育児サークルのネットワーク化と活性化を支援する。	こども課

②子育て支援のネットワークづくり

地域で活動しているボランティアグループ、NPO、関係機関、民生委員・児童委員や主任児童委員との連携を図り、地域に密着した支援体制を推進します。

No.	事業名	区事業 分業	事業概要	担当課
1	「子育て支援ネットワーク」づくり	新規	行政機関や市内子育てサークル、子育て支援機関等のネットワーク化を図り、保護者が求める広汎な情報の提供を推進する。	こども課

③地域の子育て支援の担い手の育成

子育てや子どもの育ちを地域ぐるみで支援するため、子育て支援のボランティアを奨励し、活動の担い手を育成します。

No.	事業名	区事業 分業	事業概要	担当課
1	㊦ファミリーサポートセンター	継続	育児の援助を行いたい者、育児の援助を受けたい者を会員として登録し、会員相互による育児の相互援助活動を支援する。	こども課
2	青少年指導委員・推進委員研修会の開催	継続	青少年指導委員・推進員として必要な知識を身につけ、資質の向上を図るための研修会を実施する。	生涯学習課
3	青少年育成指導者養成事業の充実	継続	青少年の健全育成を図るために必要な指導者を養成するための研修会を開催する。	生涯学習課
4	生涯スポーツ指導者の養成	継続	体育指導委員の各種講習会派遣、スポーツ少年団認定員講習会等の開催により、指導者資格の取得促進を図る。	体育課
5	人財情報バンク制度の充実	継続	すぐれた知識や技能、経験等を人財情報バンクに登録してもらい、学習したい市民に紹介し、互いに学び合う学習機会の充実を図る。	生涯学習課

5-3 要配慮家庭への支援の充実

■ 現況と課題 ■

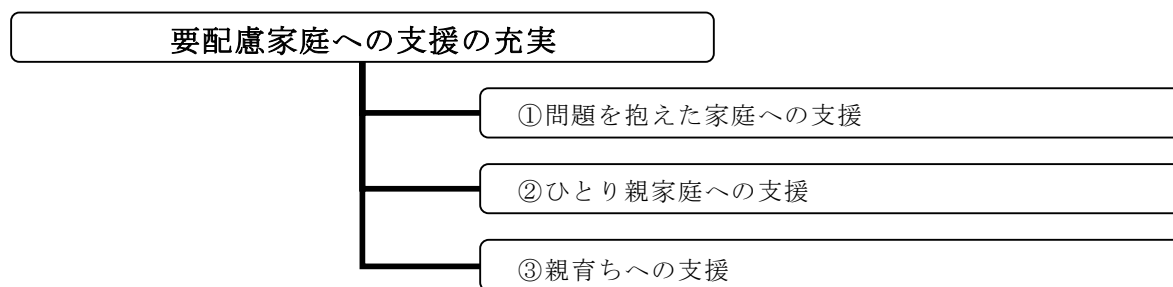
厳しい経済環境の中、母子家庭の母親も、就業面で不利な状況に置かれています。

本市では、生活保護世帯が増加しており、そのなかでも母子家庭の割合が10.7%を占めています。母子家庭世帯は、特に離婚によるものが多く、職業経験のない若い母親が多いため、子どもを預けて働くことが難しい状況が多くみられます。また、就労中の母子家庭も、子育てをする上で経済的、社会的に不安定な状態にあり、家庭生活においても多くの問題を抱えています。一方、父子家庭では、家事などの日常生活への支援が必要とされています。そのため、ひとり親家庭に対しては、就業支援や日常生活支援、経済支援などを行う必要があります。

また、親というものは、子どもが生まれてすぐに親になるのではなく、子どもとともに育っていくものであるため、特に若くして親になった人に対しては、子育てのノウハウや子育ての楽しさを伝えながら、きちんと子育てにおける責任を果たしていけるように、親育ちを支援していくことが重要です。

さらに、女性の人権を大きく侵すだけでなく心身を著しく傷つけるDV（ドメスティック・バイオレンス＝家庭内暴力）については、平成15年（2003）にDV防止法が施行され、様々な専門機関が連携して対応するようになりました。また、児童虐待防止法の改正により、DVは、児童が同居する家庭では、たとえ子どもに直接向けられた暴力ではなくとも子どもの精神面に大きな影響を及ぼすため、児童虐待と定義づけられました。家庭内の問題と軽視せず、被害者を支援していく必要があります。

■ 施策の基本体系 ■



■ 基本施策の方向性 ■

①問題を抱えた家庭への支援

女性に対するDV（ドメスティック・バイオレンス）や性暴力は人権侵害で、犯罪行為であることを広く啓発するとともに、家庭内の問題で保護等が必要とされる子どもに対しては、児童相談所などの関係機関と連携を図り、早期対応を図るため、地域での見守り体制を強化していきます。

また、生活保護世帯などに対しては、民生委員・児童委員などの協力を得るとともに、社会資源を活用して、自立した生活を営めるよう、相談事業や就労支援に取り組んでいきます。

No.	事業名	区分業	事業概要	担当課
1	㊦児童保護相談の充実	継続	児童の人権を守るため、保護の必要な児童のいる家庭の相談等に応じる。	こども課
2	㊦児童生徒就学援助扶助（小・中学校）	継続	経済的理由によって就学困難な児童生徒に必要な援助を行う。	学校教育課
3	㊦学童保育室保育料の軽減	継続	要・準保護世帯に対して、保育料の軽減を行う。	こども課
4	母子生活支援	継続	母子生活支援施設に入所させ、当面必要な保護を行い、母と子の福祉の向上を図る。	こども課



②ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭がそれぞれ自立した生活を営めるよう、相談事業や経済的支援、就労支援、日常生活支援に取り組んでいきます。

No.	事業名	区事業 分業	事業概要	担当課
1	㊦児童生徒就学援助 扶助（小・中学校）	継続	経済的理由によって就学困難な児童生徒 に必要な援助を行う。	学校教育課
2	㊦学童保育室保育料 の軽減	継続	要・準保護世帯に対して、保育料の軽減 を行う。	こども課
3	㊦ひとり親家庭等医 療費助成	継続	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を支 給することにより、生活の安定と自立を 支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を 図る。	こども課
4	㊦母子生活支援	継続	母子生活支援施設に入所させ、当面必要 な保護を行い、母と子の福祉の向上を図 る。	こども課
5	㊦児童扶養手当支給	継続	父母の離婚・父の死亡などにより、主と して父と生計を同じくしていない児童の 母または養育者に対して手当を支給し、 児童の福祉の増進を図る。	こども課
6	ひとり親家庭等の連 携強化	継続	民生委員・児童委員等との係わりをもち ながら、ひとり親家庭の連携を促進する。	こども課
7	㊦相談体制の市民へ の周知	継続	こども課、学校教育課及び教育センター 等で実施している相談業務について、ひ とり親家庭への周知を図る。	こども課 学校教育課
8	㊦児童相談所との連 携	継続	要支援児童等の相談に対応できるよう、 児童相談所との連携を図る。	こども課
9	北本市ひとり親家庭 等日常生活支援事業	新規	ひとり親家庭等で日常生活に支障が生じ た場合、家庭生活支援員を派遣して日常 生活の支援を行う。	こども課
10	㊦貸付金制度の啓発	継続	ひとり親家庭等に対して母子福祉資金貸 付制度等を周知する。	こども課 社会福祉協議会

③親育ちへの支援

親が、地域での交流を深めながら育児などの問題を自ら解決する力をつけられるよう、子育ての情報を提供するとともに、子育てサークルの育成や地域子育て支援拠点事業の推進により、親同士が継続的・自主的に交流できる体制への支援を行います。

また、「子育て・親育ち講座」の開催を行い、子育ての楽しさを伝えながら、子どもと親がともに育ち合うための取り組みを実施します。

No.	事業名	区事業 分業	事業概要	担当課
1	㊦地域子育て支援拠点事業	新規	子育て中の親子が集まる場を提供し、交流や子育てに関する相談、情報提供などを行うことで、安心して子育てができる環境づくりを図る。	こども課
2	㊦子育て講座	継続	小学1年生になる児童の保護者、中学へ入学する子どもの保護者、妊娠中の女性及び配偶者等を対象として、子どもの年代にあわせた接し方等について学ぶ講座を開催する。	生涯学習課
3	㊦ブックスタート	継続	乳児健診の際、赤ちゃんの成長に大切な親子のふれあいやコミュニケーションについて、メッセージを伝えながら絵本を配布することにより、子育て支援、生涯学習の推進を図る。	こども課 中央図書館 ボランティアグループ
4	㊦あそびの学校	継続	「つくって遊ぶ基本に返ろう」等をテーマに様々な自然を題材とした親と異年齢児での共同体験学習を実施する。	青少年育成市民会議 生涯学習課
5	児童文学講座	継続	児童文学への理解を深めてもらうとともに、図書館利用の拡大、子どもたちへの読書活動の推進を図ることを目的とする講座を開催する。	中央図書館 ボランティアグループ



第 4 章 定量的目標事業量

1 定量的目標事業量の対象事業

この計画において、以下の保育や子育て支援に関する12の事業は、特定12事業として、国における新たなプラン策定のために、国に対して目標事業量の数値報告をすることが義務づけられています。

特定12事業の内容

事業名	事業内容
①通常保育事業	11時間の開所時間における保育をいいます。
②特定保育事業	親の就労形態の多様化に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、就学前児童を対象に、週2～3日程度、あるいは午前か午後だけの保育など、必要に応じて柔軟に利用できるサービスです。
③延長保育事業	11時間の開所時間の前後に、さらに概ね、30分～3時間程度までの延長保育を行います。
④夜間保育事業	夜間、保護者の就労等により児童の面倒をみられない場合に、保育所において夜間に保育する事業です。
⑤トワイライトステイ事業	ひとり親などの保護者が仕事等で帰宅が夜間になる場合、児童福祉施設で午後10時頃まで一時的に養育します。
⑥休日保育事業	保護者が疾病、仕事等により、休日において養育が困難になった場合、児童福祉施設等で一時的に養育します。
⑦病児・病後児保育事業	病気治療中やその回復期にあり、保育所等での集団生活が困難な児童または保護者の都合で看病が困難な児童を預かる事業です。
⑧放課後児童健全育成事業	両親の共働きなどで、日中保護者が不在の家庭の低学年児童を、授業終了後に児童厚生施設などを利用して適切な遊びや指導を通して健全な育成を図ります。
⑨地域子育て支援拠点事業 (ひろば型、センター型、児童館型)	地域子育て支援拠点事業(ひろば型・センター型・児童館型)とは、常設のつどいの場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る「広場型」、地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域支援活動を実施する「センター型」、民営の児童館内で一定時間、つどいの広場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取り組みを実施する「児童館型」からなる事業です。
⑩一時預かり事業	保護者が就労、通院、研修などで週1～3日だけの保育が必要な場合、あるいは病気や出産で入院する等、家庭での保育が一時的に困難となった場合など、就学前児童が一時的に保育を受けられます。
⑪ショートステイ事業	保護者の疾病・出産看護・事故災害などで児童の養育が困難になった場合、児童福祉施設で一時的に養育します。
⑫ファミリーサポートセンター事業	援助を受けたい人と援助を行いたい人がともに会員となり、援助を行いたい人が援助を受けたい人に対して一定の報酬でサービスを提供する互助援助組織による子育て支援事業です。

2 定量的目標事業量の設定方法

定量的目標事業量の設定方法は、市民に対するニーズ調査の結果からニーズ量を推計するとともに、市内の施設等の状況を勘案して目標事業量を設定します。事業量を算出する目標年に関して、潜在的ニーズ量については「新待機児童ゼロ作戦」との整合性を図るため、新待機児童ゼロ作戦の最終年である平成 29 年（2017）としています。ただし、通常保育と放課後児童健全育成事業については平成 22 年（2010）も示す必要があります。

後期計画においては、潜在的なニーズを把握するために、ニーズ調査の結果（父母の有無や就労状況、母親の就労希望の有無等）を基にサンプルを主に以下の 7 つの家庭類型に分類します。

家庭類型

●タイプ A ひとり親	●タイプ B フルタイム×フルタイム
●タイプ C フルタイム×パートタイム	●タイプ D 専業主婦（夫）
●タイプ E パート×パート	●タイプ F 無業×無業
●タイプ G その他	

目標事業量算出のフロー

	項目	内容
I アンケート調査の実施	—	国調査票を参考にし、実施。
II ニーズ量の算出	①人口推計	該当年度の児童数を推計。
	②家庭類型算出	アンケート調査結果のサンプルを、家庭類型別に分類。
	③利用率・利用意向算出	家庭類型別に、各事業の現在の利用率・潜在の利用意向率をアンケート調査結果より算出。
	④平成 29 年度ニーズ量算出	上記①と③を掛け合わせ、ニーズ量を算出。
III 目標事業量の算出	①平成 29 年度目標事業量決定	上記 II - ④を参考にしながら、目標事業量を決定。
	②平成 26 年度目標事業量決定	上記②や現状、今後の展望を踏まえながら目標事業量を決定。

3 推計児童人口

3-1 市の将来人口

市の将来人口は、平成 18 年（2006）以降、現在に至るまで減少傾向にあります。人口減少の時代の中で、このまま推移すれば本市の人口も減少していくことが予想されますが、本市の上位計画である「第 4 次北本市総合振興計画 基本構想・中期基本計画」では、今後のまちづくりの努力を前提に、少なくとも現状維持を目標とする人口フレームを設定し、平成 27 年（2015）の目標人口を 71,000 人としています。

3-2 児童人口の推計

平成 18 年（2006）から平成 21 年（2009）4 月 1 日時点の住民基本台帳による人口を用い、1 歳以上の性別年齢別の人口については、コーホート変化率法^{*}を用い推計し、0 歳児の人口については市の平成 15 年（2003）から平成 19 年（2007）の平均合計特殊出生率（厚生労働省発表）を用い推計しています。

※コーホート変化率法：同時出生集団の一定期間における人口の変化率、増減率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して将来人口を算出する方法

（1）0～5 歳

0～5 歳の就学前児童人口は、年々減少し、平成 26 年（2014）には 2,846 人、平成 29 年（2017）には 2,540 人と推計されます。

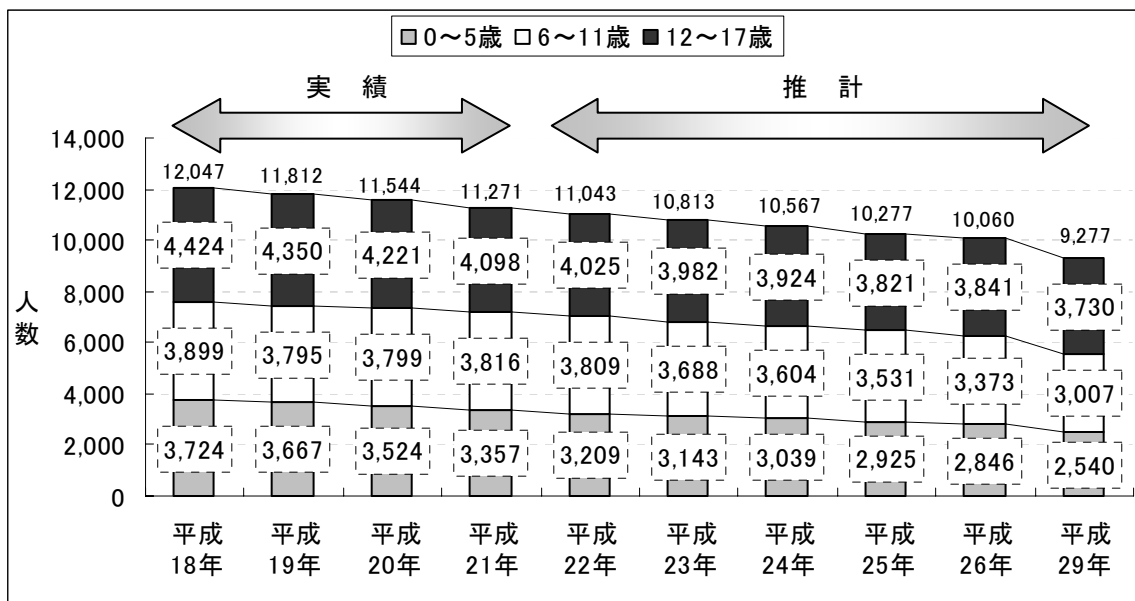
（2）6～11 歳

6～11 歳の小学校児童人口は、平成 18 年（2006）から平成 21 年（2009）は微増傾向にありましたが、その後は減少に転じ、平成 26 年（2014）には 3,373 人、平成 29 年（2017）には 3,007 人と推計されます。

（3）12～17 歳

12～17 歳の中学生以上の人口は、年々減少し、平成 26 年（2014）には 3,841 人、平成 29 年（2017）には 3,730 人と推計されます。

児童人口 実績と推計



単位:人

		実績				推計						
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成29年	
総人口		71,049	70,969	70,679	70,552	70,434	70,293	70,071	69,846	69,612	68,552	
児童人口	就学前	0歳	550	577	531	532	530	512	492	474	453	407
		1歳	576	571	585	523	524	522	504	484	466	416
		2歳	661	570	575	569	508	509	507	489	469	413
		3歳	648	652	547	566	560	501	501	499	481	423
		4歳	665	652	641	540	559	553	495	495	493	437
		5歳	624	645	645	627	528	546	540	484	484	444
		計	3,724	3,667	3,524	3,357	3,209	3,143	3,039	2,925	2,846	2,540
	小学生	6歳	634	617	637	638	621	523	541	535	480	460
		7歳	649	629	609	639	640	623	525	543	537	480
		8歳	641	655	630	611	641	642	625	527	545	484
		9歳	623	640	655	637	618	648	649	632	533	489
		10歳	631	623	641	657	639	620	650	651	634	547
		11歳	721	631	627	634	650	632	614	643	644	547
		計	3,899	3,795	3,799	3,816	3,809	3,688	3,604	3,531	3,373	3,007
	中学生以上	12歳	701	724	626	630	637	653	635	617	646	532
		13歳	688	700	723	628	632	639	655	637	619	632
		14歳	719	694	697	724	629	633	640	656	638	650
		15歳	763	711	696	693	720	626	630	637	653	645
		16歳	755	763	715	702	699	726	632	636	643	623
17歳		798	758	764	721	708	705	732	638	642	648	
	計	4,424	4,350	4,221	4,098	4,025	3,982	3,924	3,821	3,841	3,730	
合計		12,047	11,812	11,544	11,271	11,043	10,813	10,567	10,277	10,060	9,277	

4 特定 12 事業の目標事業量

特定 12 事業における目標事業量は以下のとおりです。

事業名		H21 年度 実績 見込み	H22 年度 目標 事業量	H26 年度 目標 事業量	H29 年度 将来 ニーズ量	目標事業量の 設定根拠・考え方	
①通常保育事業							
3 歳 未 満	認可保育所	226 人	282 人	402 人	376 人	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園の新設、公立保育所・私立保育所により、H26 の最大受入可能数は 876 人を想定しています。目標事業量は、受入可能数をベースとして設定しました。 ・保育 5 サービスの目標事業量は、国に準じて家庭的保育のみ設定しています。 ・保育 6 サービスの目標事業量は、国に準じて、認可保育所、家庭的保育、幼稚園の預かり保育のみ設定しています。 	
	保育 5 サービス※	—	—	—	434 人		
	家庭的保育	0 人	0 人	0 人	—		
3 歳 以 上	認可保育所	380 人	474 人	474 人	424 人		
	保育 5 サービス※	—	—	—	499 人		
	家庭的保育	0 人	0 人	0 人	—		
	保育 6 サービス※	—	—	—	853 人		
	認可保育所＋ 家庭的保育＋ 幼稚園の預かり	500 人	500 人	700 人	—		
②特定保育事業		0 人	0 人	0 人	—		現在、市内に特定保育施設はありません。目標事業量としては設定しませんが、今後の実施については、状況をみながら検討していきます。
③延長保育事業		26 人 7 か所	—	40 人 10 か所	—		3 か所増やして、10 か所で実施することを目標とします。目標人数については、H21 実績見込をベースに設定しています。
④夜間保育事業		0 人 0 か所	—	0 人 0 か所	—	ニーズ調査では、午後 10 時以降の保育を希望する意見が少数ありました。目標事業量としては設定しませんが、今後の実施については、状況をみながら検討していきます。	
⑤トワイライトステイ事業		0 人 0 か所	—	0 人 0 か所	—	現在、市内に該当する施設はありません。今後の実施については、状況をみながら検討していきます。	

事業名	H21年度 実績 見込み	H22年度 目標 事業量	H26年度 目標 事業量	H29年度 将来 ニーズ量	目標事業量の 設定根拠・考え方
⑥休日保育事業	0人 0か所	—	0人 0か所	—	ニーズ調査では、休日保育を希望する意見が若干ありました。目標事業量としては設定しませんが、今後の実施については、状況をみながら検討していきます。
⑦病児・病後児保育事業					
病児・病後児対応型	0か所	—	100日 1か所	—	現在、市内に該当する施設はありませんが、1か所の施設において実施することを検討します。
体調不良児対応型	1か所	—	240日 1か所	—	現在、市内にある1か所の施設において引き続き実施することを検討しています。
⑧放課後児童健全育成事業	338人 8か所	340人 8か所	495人 8か所	451人	ニーズ量は、国に準じて1～3年生のみ集計しています。現在の施設で対応は可能ですが、老朽化している施設があるので検討が必要です。
⑨地域子育て支援拠点事業	4か所	—	6か所	—	現在、中学校区毎に1か所設置しています。センター型・児童館型を1か所ずつ増やすことを検討しています。
			ひろば 3		
			センター 2		
			児童館 1		
⑩一時預かり事業	4か所	—	1,250日 5か所	—	現在、4か所で実施しています。実施園での利用状況をみながら、受け入れ態勢の充実を図っていきます。
⑪ショートステイ事業	0か所	—	0か所	—	宿泊型の児童施設を有しておらず、市単独では困難です。目標事業量としては設定しませんが、今後の実施については、状況をみながら検討していきます。
⑫ファミリーサポートセンター事業	1か所	—	1か所	—	現在、市内にある1か所の施設において引き続き実施することを検討しています。

※保育5サービス：認可保育所、家庭的保育、事業所内保育、自治体認証認定の保育施設、その他の保育施設

※保育6サービス：保育5サービスに幼稚園の預かりを加えたもの



第5章 計画の推進に向けて

本計画を進めるにあたり、行政、家庭、保育施設、学校、地域、職場（事業者）などが共通認識のもと、互いに連携して取り組んでいく必要があります。そのためには、それぞれの立場において、身近なところで何ができるかということを考えながら、計画に掲げる理念と目標の達成を目指すことが必要です。計画の推進を図るために、次の点に留意しながら取り組みを進めていきます。

1 住民・事業者・行政の協働による計画の推進

本計画を推進していくために、現に子育てに関わっている市民や子育て家庭だけではなく、北本市全体が、子どもや子育て家庭の視点に立った子育て支援や乳幼児期から思春期を見通した子育ての重要性を認識して、積極的に関わりをもつ必要があります。

このため、本計画を広報やホームページ等により、市民の皆さんに公表し、周知啓発を図っていきます。

また、保育施設、学校等の子どもに関わる機関や職場（事業者）等の関係する諸機関の積極的な取り組みが欠かせないことから、これら関係機関への働きかけも行います。

さらに、公聴活動やパブリックコメントを通じて、市民の皆さんの意見把握に努め、市民の皆さんの参画と協働が得られる体制の整備を図ります。

2 計画の推進体制

本市のすべての子どもと子育て家庭への支援に関する施策及び事業を体系的に盛り込み、計画的に実施するため「北本市次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、この協議会において、本計画の進捗状況等の点検・管理を行い、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていきます。

また、各年度の実施状況や計画の変更・見直しに関することは、ホームページに掲載するなどにより、市民にわかりやすく周知を図っていきます。

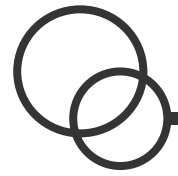
3 行政各部門との連携

本計画は、次世代を担う子どもたちがたくましく健やかに育つ環境づくり、そして保護者もともに育っていく環境づくりを進める総合的な計画であることから、本市における他の関連計画との整合性を図っていくとともに、福祉、保健、教育、労働、都市整備、住環境等の担当部門が連携をとって、全庁的な連携のもとで計画を推進していきます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携を更に強化しながら、施策の計画的な推進を図っていきます。

4 関係機関・団体との連携

子どもにとって、地域社会は日々充実した健全な生活を営んでいく上での重要な場であるため、地域福祉や教育環境の向上を図る民生委員・児童委員等との連携・協力を進めていくとともに、地域の子育てボランティア、子ども会、PTA等の地域組織の自主的な活動を促進するよう連携・教育を図り、地域住民が相互に支え合う地域づくりの推進を図ります。



資 料 編

資料1 ヒアリング調査結果

1 目的

本市では平成21年（2009）1月に「北本市子育てに関するアンケート」を実施しました。よりよい子育て支援のためには、アンケート調査から読み取れない意見や要望の掘り起こしが必要となります。そこで、実際に子育てに携わっている市民の皆様の生のご意見を聞き、市の現状と課題を一層詳しく把握するためにヒアリング調査を行いました。

2 期間

- ・【子育てサークルヒアリング調査】平成21年（2009）7月6日（月）
- ・【地域子育て支援拠点来所者ヒアリング調査】平成21年（2009）6月23日（火）～6月30日（火）

3 場所

- ・【子育てサークルヒアリング調査】コミュニティセンター
- ・【地域子育て支援拠点来所者ヒアリング調査】地域子育て支援拠点

4 調査対象・調査方法

- ・【子育てサークルヒアリング調査】
北本市内で活動する子育てサークル5団体に対し、事前記入のヒアリング調書を元にヒアリング調査を実施。（うち、1団体は調書のみ）
- ・【地域子育て支援拠点来所者ヒアリング調査】
地域子育て支援拠点（ママ&キッズサロン、モンキーポッド、コッコルーム）に来所した保護者を無作為に選出し、ヒアリング調査を実施。

5 主なインタビュー項目

- ・【子育てサークルヒアリング調査】
主な活動状況、課題と今後の方向性、行政との関わりなど
- ・【地域子育て支援拠点来所者ヒアリング調査】
地域子育て支援拠点の利便性、父親母親の育児参加状況、仕事と家庭の両立に必要なもの
地域や行政に望む子育て支援など

【子育てサークルヒアリング調査】

うりっころっこ

会員数	8名 年齢層 30歳代 対象年齢 0～未就園児
活動場所	西小学校 ふれあいルーム
活動日時	月2回（第二、第四水曜日）
活動内容	手遊び、歌、工作、体を使った遊び、本の読み聞かせ（1時間半前後）。夏休み中は水遊び、工場見学等も実施している。

●課題

活動場所について：

雨天時に遊べる（活動できる）場所があればよい。活動場所まで遠い会員もいるため、雨天時に集まりにくい。

会員について：

既存の会員が少ない。北本に引っ越してきた人が多く、引越し等で入れ替わりも激しい。また、新規会員を募っても、サークルを積極的に運営していこうとする人が少ない。

●今後の方向性

今後は口コミや掲示などで人を増やしていきたい。親子で楽しむサークルなので、場所等の確保もいずれは当番制にしたい。

●行政との関わり

イベントがあるような場合には連絡があればいいが、概ね現状に満足している。

こいぬクラブ

会員数	10名 年齢層 30歳代 対象年齢 2～4歳
活動場所	コープ、中丸小学校、公園
活動日時	月2回（第二、第四木曜日）
活動内容	室内で手遊び、工作（季節の行事）、紙芝居、工場見学、おもほり、調理等を実施している。

●課題

会員について：

会員数がいても、実際に活動に参加する人が少ない。みんなで何かを考えて運営していくのが負担というお母さんもいる。

活動場所・会費について：

活動場所が確保しにくい。また、公民館を借りるのに、1,000円かかるので月300円の会員費からの捻出がやや負担になっている。

●今後の方向性

会員は増えればいいが、現状維持でよい。

●行政との関わり

おもちゃ（紙芝居）が借りられるようなので、そういったレベルの関係に満足している。

【子育てサークルヒアリング調査】

ミッキーミニー

会員数	10組 年齢層 20～30 歳代後半 対象年齢 0～3 歳
活動場所	コミュニティセンター 和室
活動日時	月 2 回
活動内容	手遊び、絵本、室内遊び、季節（行事）の製作、公園で遊んだり、おもしろに行ったりする。社会科見学のような消防署への見学なども検討している。

●課題

活動費用について：

製作物にかかる費用や、活動場所にかかる費用が大変。

会員について：

子育てサークルの会員が年々減少している。（役職に就きたがらない人や、親が色々やらなければいけないのではないかと懸念している人がいたりする）

●今後の方向性

サークルの存在の周知の必要性を感じている。

●行政との関わり

育児サークルに対しては、多少の補助をしてほしいと思う。また、サークル活動の広報への掲載や、市・他サークルとの話し合いの場ももっと設けてほしい。

●その他の要望

- ・産後のセミナーの回数を増やす
- ・雨天時に遊べる場所
- ・上尾市にある「こどもの城」のような施設など

ミッキーマウスクラブ

会員数	15名 年齢層 20～40 歳代 対象年齢 1～4 歳
活動場所	西小学校 ふれあいルーム
活動日時	月 2 回（水曜日）
活動内容	公園で遊んだり、手遊び、運動、工作、おもしろ、工場見学等を実施している。

●課題

情報について：

サークルの存在（情報）が一般の人に入っていない。サークルとしても積極的に周知する必要があるが、市としても広報紙でPRするなど支援してほしい。

●行政との関わり

わくわくネットに市がどのように関わっているのか、また関わろうとしているのかがわからない。イベントは市が音頭をとっているはずなのに、サークルへの負担が大きい。

●その他の要望

- ・児童館のような機能のある施設

育児サポーター くりりん

会員数	8名 年齢層 30～40 歳代 対象年齢未入园児
活動内容	1年に1、2回遊びの会を開催、市で行っているサロンの手伝い、わくわくネットの会議への出席

●行政への提案

- ・ホームページ等に情報を載せておき、ほしい情報を選択できるようにする
- ・活動の運営上、困ったことがあれば相談にのけるような支援
- ・保育付き講座の開催
（リフレッシュ、趣味、資格取得等）
- ・保育ボランティアの育成

【地域子育て支援拠点来所者ヒアリング調査】


●地域子育て支援拠点について

(1) この場所（地域子育て支援拠点）のどんな点がよい、またはよくないと思いますか？

内 容	
●よい点	
交流 (14 件) 20 歳代： 7 件 兄弟有： 3 件 30 歳代： 7 件 兄弟無： 11 件 その他： 0 件	<ul style="list-style-type: none"> ・先輩ママから知らないことを教えてもらえる ・子どもの年齢にとらわれず、みんな一緒に遊べること ・スタッフの方がよく話しかけてくれる ・お子さんのいるママさん達と友達になったり、子育ての話をしたり集まれる場所 ・いろいろ情報交換ができる ・子どもも友達ができ、人のかかわりを知ることができる など
設備 (9 件) 20 歳代： 4 件 兄弟有： 4 件 30 歳代： 5 件 兄弟無： 5 件 その他： 0 件	<ul style="list-style-type: none"> ・おもちゃがたくさんある。部屋の雰囲気が明るい ・おもちゃをきちんと管理しているところ ・掃除が行き届いているところ ・家にないおもちゃで遊べる ・遊具の充実、広くきれい など
便利 (7 件) 20 歳代： 2 件 兄弟有： 2 件 30 歳代： 5 件 兄弟無： 5 件 その他： 0 件	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーの上にあるので、帰りの買物に使える ・予約などがいらないので自分の来れるタイミングで来て良い ・時間の都合が付きやすい ・駅の中にあり、アクセスしやすいし、天候に関わらず行きやすい ・気軽に寄れる など
遊びやすい (3 件)、安全 (2 件)、その他 (6 件)	
●よくない点	
時間・曜日 (7 件) 20 歳代： 3 件 兄弟有： 3 件 30 歳代： 4 件 兄弟無： 4 件 その他： 0 件	<ul style="list-style-type: none"> ・時間のくぎりがあるのが残念 ・時間が決められているので、短時間しか来れない ・夕方もう少し遅くまで開いているとうれしい ・月～金曜日は毎日やってくれと助かります ・土曜日が月 2 回でもオープンしているとうれしい など
毎日やっていない (2 件)、その他 (8 件)	

●子育て全般について

(1) 父親（または母親）は積極的に子育てを手伝ってくれますか？

内 容	
	積極的 <ul style="list-style-type: none"> ・とても積極的に手伝ってくれます (特に休日) ・かなり積極的に協力してくれ、コッコーンにも行ったようです ・はい (一緒に遊ぶ、長時間一緒に留守番等) など
	普通 <ul style="list-style-type: none"> ・気分次第で手伝ってくれる ・ある程度は手伝ってくれる ・家にいることが少ないのですが、頼めば応じてくれます など
	消極的 <ul style="list-style-type: none"> ・手伝ってくれる人がいない ・まだ一人であるのが楽なのか、一人で休みでも遊びに行ってしまう など

(2) どんなことがあれば、仕事と家庭の両立が可能だと思いますか？

内 容	
保育サービス (22 件) 20 歳代： 7 件 兄弟有： 5 件 30 歳代： 15 件 兄弟無： 17 件 その他： 0 件	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを預けられる施設がたくさんあれば良い (低料金で) ・遅い時間でも受け入れ可能な保育所 ・駅周辺に全保育園のステーションができれば、駅での送迎がしやすくなる ・保育所 (病気時もみてくれる) が無料であれば ・短時間でも子どもを預かってもらえる所が近くにあれば ・いつでも預けられる保育所があれば可能 など
労働環境 (13 件) 20 歳代： 4 件 兄弟有： 4 件 30 歳代： 9 件 兄弟無： 9 件 その他： 0 件	<ul style="list-style-type: none"> ・働き先に必ず保育スペースがあれば ・勤務先の子育てに対する理解 (子どもの病欠等) ・職場の理解 (勤務時間のバリエーションを増やす) ・父親の帰宅時間もある程度早ければ ・在宅の仕事の普及 など
病時 (2 件)、その他 (6 件)	

(3) 地域や行政にどんな子育て支援をしてほしいですか？ (預かり等のサービス、情報、相談、遊び場、交流の場、経済的支援、防犯、防災等)

内 容	
遊び場・交流の場 (15 件) 20 歳代： 6 件 兄弟有： 6 件 30 歳代： 9 件 兄弟無： 9 件 その他： 0 件	<ul style="list-style-type: none"> ・上尾にあるような「こどもの城」、土日祝でも遊べる場 ・日曜日でも遊べる室内の公共施設が欲しい ・小さい子どもが遊べる場所をもっとたくさん作って欲しい ・交流の場を増やして欲しい (特に同じ月齢の子との交流) ・人が集中してのびのびと遊べないので、地域子育て支援拠点の場所がもう少しあるといい ・もう少し小さい子向けの遊具を作って欲しい など
経済的支援 (9 件) 20 歳代： 4 件 兄弟有： 3 件 30 歳代： 5 件 兄弟無： 6 件 その他： 0 件	<ul style="list-style-type: none"> ・鴻巣のように医療費を中 3 まで無料にして欲しいです ・もう少し経済的に支援してくれるとうれしいです ・幼稚園が私立しかないので、もう少し補助して欲しい ・未就学児にも手当等を求む。3 歳未満に 1 万円ではなく、4 歳未満への拡大 など
子育て環境 (5 件) 20 歳代： 1 件 兄弟有： 1 件 30 歳代： 4 件 兄弟無： 4 件 その他： 0 件	<ul style="list-style-type: none"> ・子連れが歩きやすい安全な道路 ・駅東口にもエレベーターを設置して欲しい (ベビーカーの上げ下ろしができるように) ・道が暗いので、街灯を増やして欲しいです ・小児科 (夜間含) の増加 など
預かりサービス (4 件)、その他 (11 件)	

資料2 北本市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の規定に基づき、次世代育成支援対策の推進に関し、必要となるべき措置について協議するため、北本市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 北本市次世代育成支援行動計画の策定に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策の推進に係る協議に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に

諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

北本市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

氏 名	所属機関等	区分
◎田澤あけみ	立正大学社会福祉学部教授	学識経験者
近藤みどり	市民代表（北本子どもの本を楽しむ会）	公募
鈴木 礼子	市民代表（保育士）	
村田和香子	子育てサークル（ミッキーマウスクラブ元代表）	地域活動団体
下里 晴朗	NPO法人エンジョイ・パートナーはっと代表理事	
田口 景子	P T A連合会 副会長	
矢吹 弘道	自治会連合会 理事	
塚田 筈逸	学童保育室連絡協議会 会長	
小山田 栄	NPO法人すきっぷ	
石渡由香子	保育所父母の会 会長	
広瀬 正幸	埼玉県中央児童相談所 副所長	
若山 清和	私立幼稚園協会（森の詩幼稚園）	
木村 嶺子	私立保育園協会（高尾保育園）	
小林 利信	小中学校長研究協議会（栄小学校長）	
○有田めぐみ	民生児童委員協議会（主任児童委員）	
中村 菜摘	株式会社富士重工業 総務課人事係長	
鈴木 満	「連合埼玉」県央地域協議会 議長	

◎会長 ○副会長

(敬称略・順不同)

資料3 北本市次世代育成支援行動計画策定幹事会設置規程

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定に基づく次世代育成支援対策の実施に関する計画の策定にあたり、北本市次世代育成支援行動計画策定幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 次世代育成支援行動計画の策定に必要な資料の収集及び必要な事項を調査研究すること。
- (2) 次世代育成支援行動計画策定の原案作成に関すること。
- (3) その他次世代育成支援行動計画策定に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事15人以内をもって組織する。

- 2 幹事は、別表に定める職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は、保健福祉部長が指名し、副幹事長は、幹事長が指名する。

(任期)

第4条 幹事の任期は、任命の日から事業計画策定終了までの期間とする。ただし、幹事が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事長及び副幹事長の職務)

第5条 幹事長は幹事会を代表し、会務を総理する。

- 3 幹事長に事故あるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

- 2 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の関係職員を出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(委任)

第8条 この規定に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

附 則

この規定は、平成21年7月1日から施行する。

別表 北本市次世代育成支援行動計画策定幹事会名簿

役職		氏名	所属	職名
1	幹事長	村田 則弘	福祉課	課長
2		木持 裕子	協働推進課	主任
3		大島 一秀	財政課	主幹
4		榎本 秀樹	くらし安全課	主幹
5		佐藤 健市	産業振興課	主査
6		小暮 秀行	こども課	主査
7		深井まり江	家庭児童相談室	相談員
8		長井 克枝	中央保育所	主査
9		高橋まさえ	こども療育センター	主査
10		鈴木 友恵	健康づくり課	主任
11		山田 聡	都市計画課	主査
12	副幹事長	吉田 伸吾	学校教育課	副課長
13		細井 忠	生涯学習課	主幹
14		星野 祐一	社会福祉協議会	係長

資料4 計画策定経緯

年 月		地域協議会	策定幹事会	その他
20平 年 度 成	1月 ～ 3月			●子育てに関するアンケートの実施・集計
平成 21 年度	6月	●第一回地域協議会 ・委嘱状交付 ・子育てに関するアンケート結果報告 ・次世代育成支援行動計画策定の背景		●地域子育て支援拠点来所者ヒアリング調査の実施
	7月			●子育てサークルヒアリング調査の実施
	8月			●庁内ヒアリングの実施
	9月	●第二回地域協議会 ・目標事業量の検討 ・各種ヒアリング報告	●第一回策定幹事会 ・目標事業量の検討 ・各種ヒアリング報告	
	10月		●第二回策定幹事会 ・計画素案の検討	
	11月	●第三回地域協議会 ・計画素案の検討		
	12月			●パブリックコメントの実施
	1月	●第四回地域協議会 ・パブリックコメントの結果について ・計画素案の承認	●第三回策定幹事会 ・パブリックコメントの結果について ・計画素案の承認	

北本市次世代育成支援行動計画 (後期計画)

発行：平成 22 年 3 月

企画・編集：北本市保健福祉部子ども課

〒364-8633

北本市本町 1-111

電 話 048-591-1111

ファクス 048-593-2862

ホームページ

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp/>

